

# 官報号外

昭和五十三年五月三十一日

## ○第八十四回 参議院会議録第二十三号

昭和五十三年五月三十一日(水曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第二十三号  
昭和五十三年五月三十一日

午前十時開議

第一千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

第二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この協定は、世界市場における砂糖の価格及び供給の安定を図ることを主な目的とするものであり、輸出割当の実施、特別在庫保有義務、特別在庫融資基金、非加盟国からの輸入の制限等について規定している。我が国がこの協定の締約国となることは、安定した価格での砂糖の輸入の確保砂糖を主たる輸出品目とする開発途上国の経済発展に対する協力等の見地から望ましいと考えられるので、妥当な措置と認めた。

## 一、費用

国際砂糖理事会分担金として、昭和五十三年度予算に二千八百十三万二千円が計上されている。

## 二、費用

## 千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十三年五月九日 内閣總理大臣 福田赳夫

## 右

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

○議長(安井議長) これより会議を開きます。  
日程第一 千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長安孫子藤吉君。

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 審査報告書

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十三年五月二十五日

外務委員長 安孫子藤吉  
参議院議長 安井 謙殿

(a) 特に、開発途上にある輸出国の輸出収入の

増加を図るために、砂糖の国際貿易の水準を引き上げること。

(b) 生産者のために採算のとれるかつ公正な、また、消費者のために衡平な価格水準で砂糖の過度の変動の回避を含む。)を達成すること。特に、インフレーション又はデフレーションの影響、為替相場の変動、砂糖及び代替甘味料の価格消費、生産、貿易及び在庫の傾向並びに国際経済情勢又は国際通貨制度の変化が砂糖の価格に及ぼす影響を考慮すること。

(c) 輸入国の需要を満たすため、十分な数量の砂糖を公正かつ妥当な価格で供給すること。  
(d) 砂糖の消費量を増大させること。特に、一人当たりの砂糖の消費量の少ない国における消費を奨励するための措置を促進すること。

(e) 世界における拡大する砂糖貿易において砂糖の需給の均衡の達成に努めること。  
(f) 砂糖の取引に関する諸政策の調整及び砂糖市場の組織化を容易にすること。

(g) 開発途上にある国による砂糖の輸出のため、その先進国の市場への輸出機会の拡大及び適切な参加を図ること。

(h) すべての砂糖代替品(サイクラメイトその他的人工甘味料を含む。)の使用状況に関する評価を綿密に行うこと。

(i) 砂糖問題に関する国際協力を促進すること。

## 第二章 定義

この協定の適用上、

(1) 「機関」とは、次条に規定する国際砂糖機関をいふ。  
(2) 「理事会」とは、次条に規定する国際砂糖理事会をいふ。

(3) 「加盟国」とは、

(a) この協定の締約国(第七十七条の規定に基づいて現に有效的な通告をした締約国を除く)。

## 官報号外

- (b) 第七十七条の規定に基づいて通告がされた領域若しくは領域の集団をいう。
- (4) 「加盟輸出国」とは、この協定の附属書Ⅳに掲げる輸出国若しくは領域であつて機関の加盟国となるもの又は同附属書に掲げられていない國である。
- (5) 「加盟輸入国」とは、この協定の附属書Ⅳに掲げる輸入国であつて機関の加盟国となるもの又は同附属書に掲げられていない國であつて加盟輸入国の地位をこの協定に加入するときに若しくは第六条の規定に基づいて与えられるものをいう。
- (6) 「基金」とは、第四十九条の規定に基づいて設立される特別在庫融資基金をいう。
- (7) 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の三分の二以上の票をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の半数以上がこれらの票を投することを条件とする。
- (8) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の過半数の及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投する票の過半数の票をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の区分ごとの半数以上がこれらの票を投ずることを条件とする。
- (9) 「会計年度」とは、割当年度をいう。
- (10) 「割当年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。
- (11) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいい、「ボンド」とは、常衡ボンド(四百五十三・五九二グラム)をいう。この協定に規定する砂糖の数量とは、粗糖に換算した砂糖の重量をいう(粗糖に換算した砂糖の重量とは、砂糖を偏光計によつて糖度九十六度と検定される組

く。)又は

- (b) 第七十七条の規定に基づいて通告がされた領域若しくは領域の集団をいう。
- (4) 「加盟輸出國」とは、この協定の附属書Ⅳに掲げる輸出國若しくは領域であつて機関の加盟国となるもの又は同附属書に掲げられていない國である。
- (5) 「加盟輸入國」とは、この協定の附属書Ⅳに掲げる輸入國であつて機関の加盟国となるもの又は同附属書に掲げられていない國であつて加盟輸入國の地位をこの協定に加入するときに若しくは第六条の規定に基づいて与えられるものをいう。

(b) 糖に換算した砂糖の重量をいう。)

(2) 「砂糖」とは、さとうきび又はてん菜から得られる砂糖でその商品形態が周知されているもの(食用糖みつ、加工糖みつ、糖水その他の液状砂糖で人間の消費に充てられるものを含む。)をいう。ただし、

- (a) 前記の「砂糖」には、廃糖みつ及び原始的方法で製造される低質の含みつ糖を含まず、また、この協定に従つて輸出の水準を設定するに当たつては、人間の食品としての消費以外の用途に充てられる砂糖を含まない。理事会は、砂糖が人間の食品としての消費以外の用途に充てられると認定するための条件を決定する。

- (b) 砂糖混合物の使用の増大によつてこの協定の目的が脅かされることになると理事会が認定した場合には、当該砂糖混合物の含有する糖分は、砂糖とみなすものとし、当該砂糖混合物の輸出量がこの協定の効力発生の日前の輸出量以上に増大した場合には、その増大分に係る砂糖混合物の含有する糖分は、当該加盟輸出国の実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入する。

- (c) 「自由市場」とは、世界市場の純輸入量の合計量から、この協定の第九章に規定する特別取極の運用により生ずる純輸入量を差し引いたものに係る市場をいう。
- (d) 「純輸入量」とは、砂糖の総輸入量から砂糖の総輸出量を差し引いた数量をいう。
- (e) 「純輸出量」とは、砂糖の総輸出量(国内の港において船用品として積み込まれた砂糖の数量を除く)から砂糖の総輸入量を差し引いた数量をいう。

- (f) 「基準輸出トン数」とは、第三十四条の規定に基づいて設定される数量をいう。
- (g) 「総輸出割当」とは、第四十条2に定める数量であつて第四十四条の規定に従つて調整されるものをいう。

## (4) 「実際の輸出割当」とは、当該割当年度にお

いて加盟輸出国が自由市場からの輸入量以上に自由市場へ輸出しができる砂糖の数量であつて、この協定に従つて設定され及び調整されるものをいう。

(4) 「セント」とは、アメリカ合衆国セントをいう。

(4) 「日ごとの価格」とは、第六十一条1の規定に従つて算定される価格をいう。

- (a) 一取引における「相場」とは、直前の連続した十五取引日(当該一取引日を含む。)における日ごとの価格を平均したものとし、相場と特定の価格水準との関係は、第六十一条2に定めする。

- (b) 「効力発生の日」とは、第七十五条の規定により、この協定が暫定的に又は確定的に効力を生ずる日をいう。

- (c) 「千九百七十七年の国際連合砂糖会議に招請された政府」というときは、欧洲經濟共同体を含むものとする。したがつて、政府による「この協定の署名」及び「批准書」受諾書(承認書)又は加入書の寄託」というときは、欧洲經濟共同体については、その権限のある当局が同共共同体の名において行う署名及び同共共同体の内部手続上国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含むものとする。

- (d) 「開発途上にある加盟輸出國」とは、附屬書Ⅳに規定する「開発途上にある加盟輸入國」とは、附屬書Ⅳに規定する「加盟輸出國」及び「加盟輸入國」をいう。

- (e) 第二章 国際砂糖機関並びにその構成及び地位
- 第三条 國際砂糖機関の存続、本部及び構成

- 1 千九百六十八年の国際砂糖協定に基づいて設立され、千九百七十三年の国際砂糖協定に基づいてその存在が維持されていた国際砂糖機関は、この協定に規定する構成、権限及び任務を有するものとし、この協定を運用しかつその実施を

監督するため存続する。

2 機関の本部は、理事会が特別多數票により別段の決定をしない限り、ロンドンに置く。

3 機関は、国際砂糖理事会、執行委員会、事務局長及び職員、特別在庫融資基金並びにこの協定に規定するその他の組織によつて、その機能を営む。

- (1) 2又は3に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、機関の単一の加盟国となる。
- (2) (a) 締約国は、その明示の同意及び承認を得て、第七十七条1(b)の規定により、この協定に参加することを希望する開発途上にある領域についてこの協定を適用することを宣言する旨を通告した場合には、

- (i) 当該領域と合同して一個の加盟国となることができるものとし、また、

- (ii) 当該締約国が第七十七条3の通告をしたときは、当該領域は、別個の加盟輸入国となることができる。

- (b) 締約国が第七十七条1(b)又は同条3の通告をした場合には、当該領域は、(2)(ii)に規定する別個の加盟国となる。
- (c) 第七十七条1(b)の規定に基づいて通告をした締約国でその通告を撤回していないものは、機関の加盟国とはならない。

- (d) 締約国が第七十七条1(b)又は同条3の通告をした場合には、当該領域は、(2)(ii)に規定する別個の加盟国となる。
- (e) 第七十七条1(b)の規定に基づいて通告をした締約国でその通告を撤回していないものは、機関の加盟国とはならない。

- (f) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

- (1) 連合王国の領域における機関の地位、特権及び免除については、引き続き、千九百六十九年五月二十九日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と国際砂糖機関との間の本部協定による。
- 3 機関の本部が機関の加盟国である国に移転す

る場合には、当該加盟国は、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のため当該加盟国に滞在している加盟国の代表の地位、特権及び免除に関する協定であつて理事会が承認するものを機関とできる限り速やかに締結する。

4 新たな接受加盟国は、3の協定に基づき租税について別段の措置をとらない限り、当該協定が締結されるまでの間、次のものに対する課税を免除する。

(a) 機関がその被用者に支払う報酬。ただし、接受加盟国の国民については、免除することを要しない。

(b) 機関の資産、収入その他の財産。

5 機関の本部が機関の加盟国でない国に移転する場合には、理事会は、移転前に、次のことについて当該国の政府の書面による保証を得るものとする。

(a) 当該国の政府が3の協定を機関とできる限り速やかに締結すること。

(b) 3の協定が締結されるまでの間、当該国の政府が4に規定する免除を与えること。

6 理事会は、機関の本部が移転することとなる国との政府と、移転前に、3の協定を締結するよう努める。

## 第六条 地位の変化

加盟国は、理事会が当該加盟国との協議の上定める条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。理事会は、加盟輸入国が加盟輸出国の区分に変わった場合には、特別多數票により、当該加盟国的基本輸出トン数又は輸出権利数量を決定するものとし、その基準輸出トン数又は輸出権利数量は、附属書一又は附属書二に掲げられているものとみなす。

## 第四章 國際砂糖理事会

## 第七条 國際砂糖理事会の構成

1 機関の最高機関は、國際砂糖理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 各加盟国は、一人の代表及び希望する場合は一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

第八条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の明示的な規定を実施するため、必要なすべての権限を行使し及び必要なすべての任務を遂行し又はその任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、この協定を実施するために必要な規則での協定に適合するもの(理事会、その委員会及び基金の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。)を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなしに特定の問題について決定するための手続を定めることができるものとする。

3 理事会は、この協定に基づく任務を遂行するためには、理事会は、その他の役員は、投票権を行使することができない。もつとも、これらの者は、その代表する加盟国の投票権を行使する者を任命することができます。

4 議長及び理事会の会合において議長となつているその他の役員は、投票権を行使することができない。もつとも、これらの者は、その代表する加盟国の投票権を行使する者を任命することができます。

第五条 理事会の会期

1 理事会は、原則として、各割当年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その他この協定に特定する事態において会合するほか、その決定する場合又は次のいずれかのものによる要請がある場合には、特別会期を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 二以上の加盟国でその票数の合計が二百五十票以上となるもの

(c) 執行委員会

(d) 價格検討委員会

3 会期の通知は、少なくとも三十日前に加盟国に対してする。ただし、緊急の場合には少なくとも十日前に、また、この協定が別の期間を定めている場合にはその期間内にする。

4 会期は、理事会が特別多數票により別段の決定をしない限り、機関の本部において開催される。加盟国が理事会に対し機関の本部以外の場所において会合するよう招請し、かつ、理事会がこれに同意する場合には、当該加盟国は、そのため必要な追加の費用を支弁する。

第五条 理事会の構成

1 加盟輸出国は、三百を超える票又は五未満の票を有しない。

2 加盟輸出国は、三百を超える票又は五未満の票を有する。

3 理事長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合に、理事会が特別多數票により決定する場合に、議長若しくは副議長又はその双方の再選を妨げない。そのいづれか一方の役員が再選されの場合にも、第一文の規定が引き続き適用される。

的に欠けることとなつた場合には、理事会は、これらの職の振当てに関する2の原則を考慮して、一時的又は恒久的な新規の役員を代表団の中から選舉することができる。

第六条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の明示的な規定を実施するため、必要なすべての権限を行使し及び必要なすべての任務を遂行し又はその任務の遂行のための措置をとる。

2 各加盟国は、一人の代表及び希望する場合は一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

3 理事会は、年次報告及び適当と認めるその他の記録を保管する。

4 理事会は、この協定に基づく任務を遂行するためには、理事会は、その他の役員は、投票権を行使することができない。もつとも、これらの者は、その代表する加盟国の投票権を行使する者を任命することができます。

5 加盟輸入国は、次的方式により計算して得られる自由市場からの及び特別取極に基づく加盟輸入国別の純輸入量に比例して加盟輸入国の中に配分する。

(a) 九百票については、直前の四箇年のうち自由市場からの純輸入量の上位三箇年の年平均年平均したるものとする。

(b) 百票については、直前の一箇年ににおける特別取極に基づく輸入量の、各加盟輸入国の中から選舉される。これらの職は、原則とび副議長は、機関から報酬を受けない。

6 票は、各割当年度の当初にこの条の規定に従つて配分するものとし、その配分は、7に規定する場合を除くほか、当該割当年度を通じて効力を有する。

7 機関の加盟国、加盟国は、自由市場の構成に変動がある場合又は加盟国が投票権がこの協定の定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、影響を受ける加盟国の区分内の総票数をこの条に規定する方式によつて再配分する。

第八条 理事会の投票手続

1 各加盟国は、前条の規定に基づいて自國が有するすべての票を投げる権利を有するが、票を

分割して投ずることができない。

加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投する権限を委任することができる。この権限を委任するための文書は、理事会の手続規則に従つて設置される委任状委員会が審査する。

前条の規定に基づいて有する票の投票を他の加盟国から委任された加盟国は、その委任の範囲内で及び2の規定に従つて票を投する。

### 第十三条 理事会の決定

理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多數票による議決で行うことを定めてい

る場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票によ

る議決で行う。

理事会の決定のために必要な票数の算定に当

たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

加盟国が前条2の規定を適用して票を理事会の

会合において投する場合には、当該加盟国は、

1の規定の適用上、出席しかつ投票したものと

みなす。

この協定に基づく理事会のすべての決定は、

加盟国に対し拘束力を有する。

第十四条 他の機関との協力

理事会は、国際連合、その諸機関(特に国際連合貿易開発会議)、国際連合食糧農業機関そ

の他の適切な専門機関及び適切な政府間機関との協議又は協力のため、適切なすべての措置をとる。

理事会は、国際商品貿易における国際連合貿

易開発会議の特別な役割を考慮して、適切な場合には、その活動及び事業計画について同会議に通報する。

理事会は、また、砂糖の生産者、貿易業者又は製造業者により組織される国際的機関との効果的な連絡を維持するため、適切なすべての措置をとることができる。

### 第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

理事会は、また、前条1に規定する諸機関に對し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

### 第十六条 理事会の定足数

理事会の会合においては、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国であつてその区分ごとにそれぞれの總票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならぬ。理事会の会期の第

一日として予定された日に定足数が得られない場合又は理事会の会期中に統けて三回の会合において定足数が得られない場合には、理事会は、七日後に会合するものとし、その会合及び当該会期の残余の期間内の会合においては、過半数の加盟輸入国及び過半数の加盟輸入国であつてその区分ごとにそれぞれの總票数の過半数を有するものが出席していなければならぬ。第十二条2の規定により代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

第五章 執行委員会

### 第十七条 執行委員会の構成

1 執行委員会は、十の加盟輸出国及び十の加盟輸入国で構成する。これらの国は、次条の規定に従つて各割当年度ごとに選挙されるものとし、再選されることができる。

2 執行委員会の各構成国は、一人の代表を任命する。各構成国は、更に、一人又は二人以上の代

表代理及び顧問を任命することができる。

3 執行委員会は、各割当年度ごとに議長を選挙する。議長は、投票権を有しないものとし、再選されることができる。

4 執行委員会は、別段の決定をしない限り、機関の本部において会合する。加盟国が執行委員会に対し機関の本部以外の場所において会合するよう招請し、かつ、執行委員会がこれに同意す

る場合には、当該加盟国は、そのために必要な追加の費用を支弁する。

### 第十八条 執行委員会の構成国と選舉

1 執行委員会の構成国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選舉される。区分ごとの選舉は、2から7までの規定に従つて行う。

2 加盟国は、第十一条の規定に基づいて自國のものとされるすべての票を單一の候補に投する。加盟国は、第十二条2の規定により委任された票を他の候補に投することができる。

3 最も多數の票を獲得した十の候補を当選国とする。ただし、一回目の投票において当選するためには、候補は、六十票以上を獲得しなければならない。

4 一回目の投票において当選した候補の数が十分満たない場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも投票しなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最少の票数は、十の候補が当選するまで、毎回五つ減ずるものとする。

5 当選したいずれの構成国にも投票しなかつた加盟国は、6及び7の規定に従うことを条件として、選挙の後、当選した構成国のはずれか一の国に自國の票を委託することができる。

6 構成国は、当選した際に自國に投じられた票及び当選した後に自國に委託された票を与えられたものとする。ただし、当選したいずれの構成国についても、その票数の合計は、三百を超えてはならない。

7 当選した構成国に与えられたものとされる票数が三百を超える場合には、当該当選した構成国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、そのうちの一又は二以上のものが当該当選した構成国から票を撤回し及びその票を他の当選した構成国に委託することにより、当選した各構成国に与えられる票数が三百を超えないよう相互に

間で取り決める。

8 執行委員会の構成国がこの協定の定めるところにより投票権の行使を停止された場合には、この条の規定に従つてその構成国に票を投じ又は委託した各加盟国は、6の規定に従うことを条件として、投票権の行使が停止されている間に、自國と同一の区分に属する他の構成国に自國の票を委託することができる。

### 第十九条 執行委員会に対する理事会の権限の委任

1 理事会は、特別多數票による議決で、次の権限以外の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、次の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。

3 理事会は、別段の決定をしない限り、機

関の本部において会合する。加盟国が執行委員会に対し機関の本部以外の場所において会合するよう招請し、かつ、執行委員会がこれに同意す

(a) 第三条2の規定に基づいて機関の本部の所

# 官 報 (号外)

5

- (b) 在地について別段の決定をすること。
- (c) 第六条の規定に基づいて加盟国の地位の変化に關して決定すること。
- (d) 第二十二条の規定に基づいて事務局長を任命し及び第五十条の規定に基づいて基金の管理官を任命すること。
- (e) 第二十四条の規定に基づいて運營予算を承認し及び分担金の額を決定し並びに第五十条の規定に基づいて基金の勘定を承認すること。
- (f) 第二十九条の規定に基づいて新たな特別取扱に対する同条の適用に關して決定すること。
- (g) 第三十五条の規定に基づいて基準輸出トン数を決定すること。
- (h) 第四十条の規定に基づいて総輸出割当を設定すること。
- (i) 第四十二条の規定に基づいて別段の決定をすること。
- (j) 第四十八条の規定に基づいて最大在庫の制限を修正すること。
- (k) 第四十九条の規定に基づいて基金の手続規則を選択すること。
- (l) 第五十一条の規定に基づいて基金に対する拠金の額を調整し及び基金に対する拠金の徵収を停止すること。
- (m) 第五十三条の規定に基づいて基金からの貸付額を調整すること。
- (n) 第五十四条の規定に基づいて基金の資産の処分に關して決定すること。
- (o) 第六十二条の規定に基づいて価格水準を調整すること。
- (p) 第六十九条の規定に基づいて義務を免除すること。
- (q) 第七十一条の規定に基づいて紛争に關して決定すること。

- (r) 第七十二条の規定に基づいて加盟国の投票権その他の権利を停止すること。
- (s) 第七十六条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
- (t) 第八条の規定に基づいて加盟国を機関から除名すること。
- (u) 第八十二条の規定に基づいて改正を勧告すること。
- (v) 第八十三条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。
- (w) 第二十二条 執行委員会の投票手続き及び決定
- 1 執行委員会の各構成国は、第十八条の規定により自國に与えられたすべての票を投する権利を有するが、票を分割して投ずることができない。
- 2 執行委員会のいかなる決定も、理事会が決定をする場合に必要とされる多数による議決と同様である。
- 3 加盟国は、執行委員会の決定につき、理事会が手続規則で定める条件下に従つて理事会に対し異議を申し立てる権利を有する。
- 第二十二条 執行委員会の定足数
- 1 理事会对する代表団、執行委員会における代表及び理事会又は執行委員会に屬する委員会における代表の費用は、当該加盟国が支弁する。
- 2 基金を運営するための費用を除くほか、この協定の運用に必要な費用は、次条の規定に従つてその額が決定される加盟国年の年次分担金から支弁する。もつとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、その加盟国に對してこれに係る支払を要求することができる。
- 3 この協定の運用のため、適当な勘定を置く。
- 第二十三条 費用
- 1 理事会は、各会計年度の下半期において、次數票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。

- 2 事務局長は、機関の首席の管理職員であるも
- のとし、この協定の運用に關して自己に屬する任務の遂行について責任を負う。
- 3 事務局長は、理事会が定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、この規則を作成するに当たり、類似の政府間機関の職員に適用されている規則を考慮する。
- 4 事務局長及び職員は、砂糖産業又は砂糖の取引について金銭上の利害關係を有してはならない。
- 5 事務局長及び職員は、この協定に規定するその任務に關して、加盟国又は機関外の当局のいずれにも指示を求めてはならず、また、指示を受けたはならない。事務局長及び職員は、機関に対するのみ責任を負う國際的職員としての立場を損なうおそれのあるいかななる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら國際的な性格を尊重するものとし、これらの者に對してその責任の遂行について影響を及ぼすうとしてはならない。
- 第七章 会計
- 第二十四条 運營予算の決定及び分担金の額の決定
- 1 理事会は、各会計年度の運營予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該加盟国の票数が当該会計年度の運營予算の承認された時点においてすべての加盟国の票数の合計に對して占める割合に比例するものとする。分担金の額の決定に當たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで算定する。
- 2 この協定の効力発生の日後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、その加盟国が有することとなる票数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定するものとし、また、その加盟国が次の会計年度の運營予算の採択時と當該次の会計年度の開始時との間に機関に加盟する場合には、当該次の会計年度分についても、併せて決定する。もつとも、他の加盟国の分担金の額は、変更しない。各会計年度の予算の採択の後に機関に加盟する加盟国の分担金の額の決定に當たつては、当該加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで算定する。
- 3 この協定の最初の完全な会計年度の開始日の八箇月前までにこの協定が効力を生じた場合には、理事会は、最初の会期において、当該最初の完全な会計年度の開始日の前日までの期間を対象とする運營予算を承認する。その他の場合には、理事会は、最初の会期において、当該最初の完全な会計年度の最初の会計年度の開始日から八箇月までの期間を対象とする運營予算を承認する。その他の場合には、理事会は、最初の運營予算は、当初の期間及び最初の完全な会計年度の双方を対象とする。
- 4 理事会は、この協定が適用される最初の会計年度及びこの協定の有効期間が第八十三条の規定に基づいて延長された後の最初の会計年度の運營予算の採択に當たり、その時点においてこの協定の加盟国数が限られていることから生ずる加盟国の分担金の額に係る加盟国の負担を減するため、適当と認める措置をとることができる。

- 5 理事会は、この協定が適用される最初の会計年度及びこの協定の有効期間が第八十三条の規定に基づいて延長された後の最初の会計年度の運營予算の採択に當たり、その時点においてこの協定の加盟国数が限られていることから生ずる加盟国の分担金の額に係る加盟国の負担を減するため、適当と認める措置をとることができる。
- 第二十五条 分担金の支払
- 1 理事会は、各会計年度の下半期において、次会計年度の機関の運營予算を承認し、かつ、当該運營予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由交換可能通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。加盟国が機関に加盟した会計年度に係る分担金の支払の義務は、その加盟国となる日に生ずる。

2 加盟国が1にいう分担金の支払の義務が生ずる日後四箇月を経過した時点において運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、その加盟国に対しどうする限り速やかに支払うことを要請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した時点においてその加盟国がなおその分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会におけるその加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

3 加盟国は、2の規定により投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票により別段の決定をしない限り、この協定に基づくその他の会計上の義務を履行する責任を負う。

4 第八章 輸出規制の範囲  
第二十七条 範囲  
この協定は、自由市場への砂糖の供給その他の関連事項について規定する。この協定は、次章に規定する特別取極を考慮し、また、次条の規定に従い、実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入しない砂糖の贈与を認める。

1 加盟輸出国が国際連合又はその専門機関の援助計画を通じて行う砂糖の贈与は、理事会が別

段の決定をしない限り、その加盟輸出国の実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入しない。

2 理事会は、加盟輸出国による砂糖の贈与(1の贈与を除く)をその加盟輸出国の実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入しないこととするための条件を定める。この条件には、特に事前の協議及び通常の貿易形態に対する十分な保障を含むものとする。贈与された砂糖が専ら受領国の国内消費に充てられるものでない限り、この2に規定する免除は、適用しない。

3 加盟輸出国による砂糖の贈与は、すべて理事会に対しても直ちに通報する。加盟国は、1及び2の規定にかかるわらず、その贈与が自国の利益を害しており又は害するおそれがあると認める場合には、理事会に對し当該事案を審査するよう要請することができる。理事会は、その審査に基づき適切と認める勧告を行う。

4 理事会は、砂糖の贈与状況に関する報告をそ

### 第九章 特別取極

#### 第二十九条 一般規定

1 他の章のいかられる規定も、次条から第三十三条までに定める特別取極に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼし又はこれを制限するものではない。特別取極は、2から4までの規定に従うことの条件として、次条から第三十三条までに定めるところによつて取り扱われる。

### 第二十六条 会計の検査及び公表

独立の会計検査専門家により証明された各会計年度の機関の決算書は、当該会計年度の終了後でできる限り速やかに承認及び公表のため、理事会に提出する。

準輸出トン数又は輸出権利数量に対する適正な補正のための調整について検討するためには会合する。

(a) 特別取極の当事国に前記の異動があり又はこの協定の加盟国の地位に前記の変化が生じたために、その特別取極に基づく年間輸出権利数量が追加され又は削減される場合には、

当該加盟輸出国の基準輸出トン数は、(b)から(d)までの規定に従うことの条件として、その追加分に相当する数量が削減され又はその削減分に相当する数量が追加され若しくはその削減分に相当する水準に新たに設定される。

(b) (a)の規定に従つて補正のための調整が行われた場合には、理事会は、前記の異動又は変化が生じた割当年度について必要な経過的措置をも定める。

(c) 前記の異動又は変化が砂糖市場に重大な構造上の変化をもたらし又は当該特別取極の主要な供給国地位に本質的な変化をもたらしたため、第三十四条の規定により設定される基準輸出トン数に対して(a)及び(b)に規定する補正のための調整を行うことができなくなつた場合には、理事会は、加盟国に対し第十八二条の規定に基づくこの協定の改正又は基準輸出トン数についての速やかな再交渉を勧告する。この改正又は再交渉の結果基準輸出トン数に変更が加えられることとなるまでの間、基準輸出トン数の変更又は設定は、暫定的に行う。

(d) (c)の規定に基づく再交渉の結果に満足しない加盟国は、第七十九条の規定に従つてこの協定から脱退することができる。

5 関係加盟国からの要請に応じ、理事会は、特別多數票による議決で、この協定の効力発生の日後に作成される特別取極についてこの条の規定を適用することができる。特別取極の当事国で

ある加盟輸出国の基準輸出トン数は、その特別取極に基づく年間輸出権利数量に相当する数量が自動的に削減される。

### 第三十条 欧州経済共同体への輸出

千九百七十五年のロメ協定、欧州経済共同体と海外の国及び地域との連合に関する千九百七十五年六月二十九日の欧州経済共同体の理事会決定及び欧州経済共同体とインドとの間の千九百七十五年七月十九日の協定に基づく欧州経済共同体への輸出は、これらの協定及び決定に基づめる数量並びにこれららの協定及び決定に基づいて調整される数量を超えない限り、次章の規定に基づく関係加盟輸出国の実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入しない。

### 第三十一条 社会主義諸国へのキーパーの輸出

1 次の社会主義諸国へのキーパーの輸出は、次章の規定に基づく同国の実際の輸出割当使用分に算入しない。

ブルガリア、チエコスロバキア、ドイツ民主共和国、ハンガリー、モンゴル、ボランド、ルーマニア及びソヴィエト社会主义

**共和国連邦**

アルバニア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ヴィエトナム及びユーゴースラヴィアへのキーパの輸出は、この協定の最初の二割当年度の各割当年度において合計六十五万トンを超えない限り、当該割当年度における次章の規定に基づくキーパの実際の輸出割当使用分に算入しない。これらの国へのキーパの輸出が第三割当年度から第五割当年度までにおける同国の実際の輸出割当使用分に算入されない数量は、最初の二割当年度における実績を考慮して、理事会が第三割当年度の最初の四半期に決定する。最初の一割当年度において年間合計六十五万トンを超える数量でこれらの国へ輸出されるものは、第三割当年度から第五割当年度までにおける当該数量の決定又は第三十四条2の規定に基づくこれらの割当年度におけるキーパの基準輸出トン数の設定のいずれか一方の目的のために用いるものとするが、これら双方のために用いてはならない。

**第三十二条 ソヴィエト社会主義共和国連邦の地位及びその輸出**

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、この条に規定する同国の地位にかかる限り、当該割当年度において年間合計六十五万トンを超える数量でこれらの国へ輸出されるものは、第三割当年度から第五割当年度までにおける当該数量の決定又は第三十四条2の規定に基づくこれらの割当年度におけるキーパの基準輸出トン数の設定のいずれか一方の目的のために用いるものとするが、これら双方のために用いてはならない。

**第三十三条 ドイツ民主共和国の地位及びその輸出**

1 ドイツ民主共和国は、加盟輸出国となるに当たり、この協定の最初の二割当年度の各割当年度において自由市場への自國の輸出量の合計量を七万五千トンに制限することを約束する。

2 この条の規定に基づくドイツ民主共和国の輸出量は、次章に規定する削減がされない。

3 ドイツ民主共和国は、第四十四条4の規定により輸出割当てその他の輸出に関する規制措置が実施されていない期間、この条の規定に拘束されない。

4 理事会は、次条2の規定により第三割当年度から第五割当年度までにおける基準輸出トン数を検討する際に、ドイツ民主共和国との合意により、これらの割当年度における同国の輸出量を決定する。

**第十章 輸出規制**

**第三十四条 基準輸出トン数の配分及び調整**

1 附屬書Iに掲げる輸出国は、加盟国となるにあたり、第七十六条2(b)及び同条3の規定に従うことを条件として、この協定の最初の二割当年度の各割当年度において同附屬書に定める基準輸出トン数を有する。

(a) 附屬書Iに定める基準輸出トン数について定める数量及び6の規定に基づいて決定されるその後の割当年度における数量に含めない。

(b) 前条1及び同条2に規定する社会主義諸国へのソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出は、2の規定による同国の地位にかかる限り、当該割当年度の各割当年度において自由市場への自國の輸出量の合計量を五十万トンに制限することを約束する。

3 前条1及び同条2に規定する社会主義諸国へのソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出は、2に定める数量及び6の規定に基づいて決定されるその後の割当年度における数量に含めない。

4 この条の規定に基づくソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出量は、次章に規定する削減がされない。

**(c) 改めて決定することができる。**

当該割当年度の最初の四半期の終了時までに理事会が(b)に定める手続により当該割当年度における基準輸出トン数を改めて決定した場合には、附屬書Iに掲げる各加盟輸出国にとつて満足できる統計に基づいた最初の二割当年度における輸出実績、並びに輸出割当て及び特別在庫保有義務の履行状況(関係加盟輸出国は、千九百七十九年に係る割当年度における自國の生産、消費、輸出及び輸入に関する統計を千九百八十一年二月十五日までに理事会に提出することを約束する)。

(d) 理事会が、特別多數票による議決で、不可抗力その他の特別の事情が輸出実績又はこの協定に基づく義務の履行に影響を与えたと認定した事例

(e) その輸出収入が砂糖の輸出に大きく依存している開発途上にある小加盟輸出国の経済において砂糖が果たす役割並びにその小加盟輸出国の自由市場に対する依存度及び特別の立場

(f) 基準輸出トン数が三十万トン以下の開発途上にある加盟輸出国又は附屬書IIに掲げられる開発途上にある加盟輸出国が実現した生産拡大計画であつて、当該生産拡大計画が、当該加盟輸出国の経済にとって重要な意義を有する既定の計画として当該加盟輸出国によりこの協定の効力発生の日に事務局長に対してその詳細が登録されたもの

(g) 再交渉は、加盟国にとって受諾し得る基準輸出トン数を改めて設定することを目的とする。理事会は、再交渉を行った後、特別多數票(ただし、出席しかつ投票する加盟輸出國の三分の二以上の賛成票を含むものとする)により、第三割当年度から第五割当年度までの各割当年度における基準輸出トン数を

る。また、理事会が同様の理由により特別在庫保有義務を一時的に免除する場合においても、その免除された数量は、特別在庫保有義務の不足量とはみなさない。

(e) 各割当年度において輸出割当不使用分(通常をしたか否かを問わない。)を生ずることなく自國の実際の輸出割当を使用し、かつ、自國に再配分された輸出割当不使用分をその基準輸出トン数の数量まで輸出している加盟輸出国であつて、輸出割当不使用分(通常をしたか否かを問わない。)を生ずることなく自國の実際の輸出割当を使用し、かつ、自國に再配分された輸出割当不使用分をその基準輸出トン数の数量まで輸出している加盟

輸出国であつて、輸出割当不使用分(通常をしたか否かを問わない。)を生ずることなく自國の実際の輸出割当を使用し、かつ、自國に再配分された輸出割当不使用分をその基準輸出トン数の数量まで輸出している加盟

割当年度の開始時において当該計画により生ずる輸出できない余剰分の八十パーセントに相当する数量を追加する(輸出できない余剰分とは、十二月三十一日において在庫として保有されている国内消費のために必要とする数量及び第四十六条の規定に基づく特別在庫保有義務量並びに特別取扱に基づいて船積み予定の数量を超える砂糖の数量(第四十八条の規定に違反して保有されている在庫量を除く。))であつて、実際の輸出割当使用分として輸出することができなかつたものをいう。)。関係加盟輸出国は、同条1に定める数量を限度とし、かつ、同条1に定める条件に従つて投票権が停止される。

(i) 輸出できない余剰分は、理事会が定める規則及び手続に従つて確認されること。(ii) 当該加盟輸出国が(i)に定めるすべての条件を満たしていること。

備 増加の数量の合計量が千九百八十年から二千九百八十二年までの各割当年度において二十万トンを超えないこと。超過が生ずる場合には、第三十九条1の規定に基づいて設置される委員会は、同条に規定する原則及び手続に従つて、かつ、同条の規定に基づき当該加盟輸出国に対して既に行われた配分を考慮して、個々の追加分を見直すものとし、必要な範囲において削減する。

(iv) 輸出できない余剰分の残余の数量は、その後の割当年度において考慮しない。

1 附屬書IIに掲げる各加盟輸出国は、各割当年度において、七万トンの自由市場への輸出権利数量を有するものとし、この輸出権利数量は、基づいて設定される基準輸出トン数に、当該

2 1の各加盟輸出国は、この輸出権利数量のうち当該割当年度において自由市場へ輸出することができる予想する砂糖の数量を当該割当年度の開始時の四十五日以前に理事会に通告する。更に、その各加盟輸出国は、第四十二条の規定に従い、予想する輸出量の変更について理事会に通告する。この2に規定する通告手続に従わぬ加盟輸出国は、当該割当年度における

特別在庫を保有する義務を負わない。もつとも、1の各加盟輸出国は、同条1に定める数量を限度とし、かつ、同条1に定める条件に従つて、特別在庫を保有する権利を有する。

3 1の各加盟輸出国は、第四十六条に規定する特別在庫を保有する義務を負わない。もつとも、1の各加盟輸出国は、同条1に定める数量を限度とし、かつ、同条1に定める条件に従つて、これらの構成国の実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入しない。関係加盟輸出国は、カリブ共同体の他の構成国へ輸出する意図を有する砂糖の数量を各割当年度の開始前に理事会に通報することを約束する。

4 1の各加盟輸出国であつて自國における生産の増大にかんがみ、いすれかの割当年度において七万トン以上の自由市場への輸出を認められるべきであるとするものは、輸出権利数量を超える基準輸出トン数を自國に配分することを理事会に要請することができる。理事会が、特別多数票による議決で、適当と認める基準輸出トン数をその加盟輸出国に配分することによりこの要請に応ずる場合には、当該加盟輸出国は、附属書Iに掲げるものとみなされ、かつ、同附属書に掲げる加盟輸出国に適用されるこの協定のすべての規定に従う。

5 第三十六条 純輸出量の算定に関する特別規定  
1 チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド及びルーマニアの自由市場への純輸出量の算定に当たり、これらの国すべての輸入は、第三十一条の規定に基づく輸入を除くほか、その總輸出量から削減する。

2 東アフリカ共同体の構成国による同共同体内の砂糖の移転に係る数量は、合計一万トンを超えない限り、当該割当年度における当該構成国の輸出権利数量に算入しない。また、当該数量は、この章の規定による調整を受けない。

3 パルバドス、ベリーズ、ジャマイカ、ガイアナ、セント・クリスチニア・アンギラ及びトリニダード・トバゴが、カリブ共同体の構成国であつて砂糖を生産しないもの(すなわち、アンティグア、ドミニカ、グレナダ、モンツェラット、セント・ルシア及びセント・ヴィンセント)へ輸出する砂糖は、同共同体内で取引される砂糖の总量がいすれの割当年度においても二万トンを超えない限り、当該割当年度におけるこれらの構成国実際の輸出割当使用分又は輸出権利数量に算入しない。関係加盟輸出国は、カリブ共同体の他の構成国へ輸出する意図を有する砂糖の数量を各割当年度の開始前に理事会に通報することを約束する。

4 内陸国である開発途上にある加盟輸出国が一又は二以上の割当年度においてその実際の輸出割当又は輸出権利数量の全部を使用しなかつたことは、当該加盟輸出国がこの協定に基づく義務を履行していないと認定する根拠とはならず、したがつて、そのことにより、当該加盟輸出国の基準輸出トン数は、第三十四条2の再交渉において削減されることはない。

5 第三十七条 内陸国である開発途上にある加盟輸出国に関する規定  
1 内陸国である開発途上にある加盟輸出国が一又は二以上の割当年度においてその実際の輸出割当又は輸出権利数量の全部を使用しなかつたことは、当該加盟輸出国がこの協定に基づく義務を履行していないと認定する根拠とはならず、したがつて、そのことにより、当該加盟輸出国の基準輸出トン数は、第三十四条2の再交渉において削減されることはない。

6 内陸国である開発途上にある国による砂糖の輸出が海港までの追加の輸送費の負担により妨げられていることにかんがみ、理事会は、国際連合貿易開発会議との協議の上、千九百七十五年十一月十五日の国際連合総会決議第三千五百四号(第三十回会期)に基づいて設立された内陸国である開発途上にある国ため特別基金から、内陸国である開発途上にある加盟輸出国が輸出する権利を有する数量の限度において最大の利益を享受することができる方法について検討する。

7 第三十八条 開発途上にある加盟輸入国による純輸出

開発途上にある加盟輸入国は、当該割当年度の規定による調整を受けない。

開始前に理事会に対し適当な通告をした後、砂糖の輸入量以上に砂糖を輸出することができる。ただし、当該割当年度の終了時までの純輸出量が一万トンを超えないことを条件とする。この権利数量は、基準輸出トン数とはみなされず、また、この章の規定による調整を受けない。もつとも、当該加盟輸出国は、理事会が加盟輸出国の輸出について定める条件に従う。

### 第三十九条 救済予備枠

1 開発途上にある加盟輸出国であつて特別の事情による困難に直面しており、かつ、この協定の他の規定に基づく実際の輸出割当で又は輸出権利数量を超える追加の輸出権利数量を一時的に必要としているものが行う申請を検討するため、理事会は、事務局長を議長とする特別救済予備枠委員会（以下この条において「特別委員会」という）を設置する。特別委員会は、この協定の最初の割当年度においては合計二十万トン及びその後の割当年度の各割当年度においては合計三十万トンを限度として、このような開発途上にある加盟輸出国を援助するため追加の輸出権利数量を配分することができる。

2 特別委員会は、六以内の加盟国で構成する。理事会は、同委員会の構成国の選定に当たり、構成国が1に規定する配分の決定により影響を受ける可能性のあるいかなる利益も代表しないことを確保する。

3 特別委員会は、この条に規定する配分を行うに当たり、その時の市況を考慮することを原則とし、軟調な市況を一層軟化させることは避けるよう努めるが、市況に関係なく配分することができる。理事会は、特別委員会の決定を、特別多数票による議決で修正しない限り、実施する。

4 この条に規定する配分は、この協定の他の規定に基づき基準輸出トン数又は輸出権利数量が三十万トン以下である開発途上にある加盟輸出國に対してのみ行う。

### 第三十条 各割当年度の開発途上における総輸出割当

(a) 各割当年度の十一月二十五日までに次の割当

(b) 各割当年度の十一月二十五日までに次の割当

(c) 各割当年度の十一月二十五日までに次の割当

年度における総輸出割当について理事会におい

上にある小加盟輸出国での輸出収入が砂糖の輸出に大きく依存しているものを優先する。その経済において砂糖に対する依存度が漸次増大している加盟輸出国の要求にも、同様に、特別の考慮を払う。

6 この条に規定する配分の残余の数量は、1にいう困難の証拠を特別委員会に提出する開発途上有ある加盟輸出国に対し1及び2に定める原則及び手続に従つて、配分することができる。

7 この条に規定する配分は、当該加盟輸出国の基準輸出トン数の追加分とはみなれない。この配分は、当該加盟輸出国の実際の輸出割当の一部とするものとし、当該実際の輸出割当は、当該割当年度において第四十四条の規定による削減がされない。

### 第四十条 総輸出割当の設定及び配分

#### 1 理事会は、各割当年度の十一月二十日前に、

次の割当年度における自由市場の純輸入必要量の見積りを採択する。理事会は、見積りの採択に当たり、砂糖の需給に影響を及ぼすすべての関連要因（特に、消費の傾向、予想される在庫の変動並びにその時の及び将来の価格の傾向を含む。）を考慮する。

2 理事会は、1の規定により採択される見積りから次の数量の合計量を差し引いて総輸出割当を設定するものとし、その設定に当たつては、次条の制限に拘束されない。

3 附属書IIに掲げる加盟輸出国による自由市

場への予想される輸出量

(a) 実際の輸出割当及び(b)にいう輸出量以外のこの協定に基づいて許容される自由市場への予想される輸出量

(b) 実際の輸出割当及び(c)非加盟国による自由市場への予想される輸出量

(c) 各割当年度の十一月二十五日までに次の割当

年度における総輸出割当について理事会におい

て合意することができない場合には、事務局長

は、理事会に対して提案を行うものとし、理事

会は、特別多數票により、この提案について決定

する。各割当年度の十二月一日までに理事会に

おいて合意することができない場合には、次の

割当年度における総輸出割当では、同日に適用

されている総輸出割当での水準に設定する。

4 この協定の他の規定により必要とされ又は許

容される調整に従うことを条件として事務局長

は、総輸出割当が設定された場合及び総輸出

割当がその後調整された場合においても、附

属書Iに掲げる各加盟輸出国に対しその基準輸

出トン数に比例して総輸出割当を配分する。

5 第四十三条に規定する場合を除くほか、この協定の他の規定による加盟輸出国の実際の輸出割当の削減分は、附属書Iに掲げる他の加盟輸出国であつて実際の輸出割当の追加を受諾することができるものに対しその基準輸出トン数に比例して再配分する。

### 第四十一条 最小輸出権利数量

1 この条及び第四十四条に規定する輸出割当の削減により実際の輸出割当が七万トン未満とならないことを条件として、附属書Iに掲げる他の加盟輸出国の間で、再配分する。たゞ、当該他の加盟輸出国の間で、再配分する。

2 2及び4の規定が最初の一割当年度において適用される場合には、3に規定する加盟輸出国であつて追加的な削減を受諾しないものは、当該割当年度又はその後の割当年度において第四十三条又は第四十四条の規定に基づく輸出割当の追加的な削減分は、その基準輸出トン数の一パーセントに相当する数量を超えてはならない。

3 2及び4の規定が最初の一割当年度において適用される場合には、3に規定する加盟輸出国であつて追加的な削減を受諾しないものは、当該割当年度又はその後の割当年度において第四十三条又は第四十四条の規定に基づく輸出割当の追加的な削減分は、そのその後の追加分を受けない。たゞ、当該加盟輸出国が受諾しなかつた追加的な削減分を限度とする。輸出割当の追加に当たり、対象となる数量は、4の規定により影響を受けた加盟輸出国の間でまず配分するものとし、その後においては、実際の輸出割当のすべての追加分は、前条4の規定に基づいて配分する。

4 第三十四条の規定の適用上、輸出実績を算定する場合には、2の追加的な削減を受諾しなかつた各加盟輸出国の純輸出量については、当該加盟輸出国が受諾しなかつた数量に相当する

数量が削減されるものとし、4の規定の適用により影響を受けた附属書Iに掲げる他の各加盟

される。

5 2の規定にかかるわらず、附属書Iに掲げる加盟輸出国であつて、千九百七十四年から千九百七十六年までの期間における自由市場への純輸出量の年平均数量の六十パーセントに相当する数量以上となる加盟輸出国の実際の輸出割当では、当該加盟輸出国が2の追加的な削減を受諾しない限り、前条及び第四十四条の規定により削減されれる場合においても、その基準輸出トン数の八十五ペーセントに相当する数量を下回ることはない。

6 2に定める輸出割当の削減分であつて3に規定する加盟輸出国が受諾しないものは、次条1の規定に従うことを条件として、附属書Iに掲げる他の加盟輸出国の間で、再配分する。たゞ、当該他の加盟輸出国の間で、再配分する。

7 2に定める輸出割当の削減分は、その基準輸出トン数の一パーセントに相当する数量を超えてはならない。

8 2及び4の規定が最初の一割当年度において適用される場合には、3に規定する加盟輸出国であつて追加的な削減を受諾しないものは、当該割当年度又はその後の割当年度において第四十三条又は第四十四条の規定に基づく輸出割当の追加的な削減分は、そのその後の追加分を受けない。たゞ、当該加盟輸出国が受諾しなかつた追加的な削減分を限度とする。輸出割当の追加に当たり、対象となる数量は、4の規定により影響を受けた加盟輸出国の間でまず配分するものとし、その後においては、実際の輸出割当のすべての追加分は、前条4の規定に基づいて配分する。

9 第三十四条の規定の適用上、輸出実績を算定する場合には、2の追加的な削減を受諾しなかつた各加盟輸出国の純輸出量については、当該加盟輸出国が受諾しなかつた数量に相当する

数量が削減されるものとし、4の規定の適用により影響を受けた附属書Iに掲げる他の各加盟

昭和五十三年五月三十一日 参議院会議録第二十三号 千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

輸出国の輸出実績については、当該加盟輸出国がその結果として受けた追加的な削減分に相当する数量が追加される。

7 1から3までに規定する制限は、各割当年度における実際の輸出割当の削減が第四十五条又は第四十六条の規定に従つて行われる場合には、適用しない。

第4十二条 輸出割当不使用分の通告及びこれに対する措置

1 附属書一に掲げる各加盟輸出国は、その実際の輸出割当の全部の使用についての見通しを、また、その見通しがない場合には、その実際の輸出割当のうち予想される使用分を、理事会に對して常時通報する。このため、当該各加盟輸出国は、各割当年度において少なくとも二回、理事会に對して次のとおり通告する。一回目は第四十条に規定する総輸出割当の設定及び配分が行われた後できる限り速やかにかつ十日までに、通告する。この1の規定に従つて遅くとも五月十五日までに、二回目は五月十五日の後できる限り速やかにかつ十日までに、通告された数量と通告前の実際の輸出割当との差の数量は、輸出割当不使用分とみなされ、当該加盟輸出国の実際の輸出割当では、その数量に相当する数量が削減される。この1の規定に従つて削減がされた加盟輸出国の実際の輸出割当では、他の加盟輸出国の実際の輸出割当がその基準輸出トン数に対して同一の割合の削減がされるまでは、前二条又は第四十四条の規定が適用された場合であつても、追加的な削減がされることはない。

2 加盟輸出国は、理事会に對し1に規定する通告を五月十五日までにしなかつた場合には、当該割当年度の残余の期間において投票権が停止される。

3 加盟輸出国は、理事会に對し1に規定する通告を五月十五日から九月三十日までにしなかつた場合には、当該割当年度においてその後の輸

出割当の追加分を受ける権利を有しない。

4 加盟輸出国は、五月十五日までに理事会に通告した数量以上の数量を使用する見通しを有する旨を1の規定に従つて九月三十日までに理事会に通告する場合には、次の規定に従うことを条件として、これらの通告に係る数量の差の數量を輸出する権利を有する。

(a) 当該差の数量が一万トン以下の場合には、理事会は、追加の措置をとらない。

(b) 当該差の数量が一万トンを超える場合には、(a)及び(b)に規定する当該加盟輸出国を優先する。

(c) 当該割当年度における当該加盟輸出国の実際の輸出割当について、(a)及び(b)に規定する数量に相当する数量を追加する。

(d) 輸出割当不使用分の再配分が行われない場合には、一回目の通告に係る数量を超える数量と一万吨との差の数量は、次の割当年度における当該加盟輸出国の実際の輸出割当使

用分に算入する。

(e) この4に規定するいづれの超過分も、第四十五条の超過分とはみなさない。

5 国の純輸出量が当該割当年度の十月一日に適用されている実際の輸出割当(第四十四条の規定が適用される場合におけるその後の純削減量を差し引いたものとする)に達しなかつた場合には、その不足分は、6及び7の規定に従つて再配分される。

6 5に規定する削減は、5にいう不足分が一万吨又は十日以内に適用されている当該加盟輸出国にその配分が認められる数量から削減される。

る。

7 理事会は、当該加盟輸出国の説明により義務の不履行が不可抗力その他の特別の事情によるものであつたと認定する場合には、2、3及び5の規定を適用しないことを決定することができる。

8 理事会は、当該加盟輸出国と協議した後、当該加盟輸出国が実際の輸出割当の全部又は一部を使用することができないと認定することができる。この認定は、当該加盟輸出国の実際の輸出割当を削減するものではなく、また、当該割当年度における輸出割当の全部を使用する当該加盟輸出国の権利を奪うものでもない。この8の規定に基づく理事会の認定は、1の規定に基づく当該加盟輸出国の義務を免除するものではなく、また、2、3及び5に定める措置の適用を免除するものでもない。

9 第四十三条 輸出割当不使用分の再配分理事会は、前条の規定に従つて通告される輸出割当不使用分の全部又は一部の再配分の要否について決定する。その決定に当たり、理事会は、価格の傾向及びその将来の動向を考慮する。もともと、理事会が別段の決定をしない限り、次のとおりとする。

10 相場が一ボンド当たり十二セントを下回つている場合においては、輸出割当不使用分は、再配分されない。

11 理事会は、市況を常時検討するものとし、自由市場の価格を一ボンド当たり十一セントから二十一セントの範囲内に維持することを目的として、この章に定めるところに従つて行動する。

12 第四十四条 價格安定の仕組み

13 理事会は、市況を常時検討するものとし、自由市場の価格を一ボンド当たり十一セントから二十一セントの範囲内に維持することを目的として、この章に定めるところに従つて行動する。

14 A 輸出割当の仕組み

15 理事会は、各割当年度において総輸出割当の水準をいつでも検討することができるものとし、いかなる場合にも、割当年度の最初の通常会期においてその検討を行う。理事会は、適当と認める場合には、総輸出割当の水準を調整することができる。理事会は、通常、3及び4に定める自動的な措置がとられるのに先立つて、次に基準に従つて行われる。

16 この再配分は、第四十一条5、前条3及び同条4並びに3の規定に従うことと条件として、次の基準に従つて行われる。この再配分は、第四十一条5、前条3及び同条4並びに3の規定に従うことと条件として、次の基準に従つて行われる。

(a) 当該加盟輸出国の各割当年度における輸出割当の基準輸出トン数と同一の数量に達する

までは、当該加盟輸出国の基準輸出トン数に比例させる。

(b) 次に、再配分される輸出割当不使用分の二十分の一に相当する数量は開港途上にあら、各加盟輸出国の間でのみその基準輸出トン数に、また、残余の八十分の一に相当する数量は、実際の輸出割当の追加を受諾することができる。当該加盟輸出国の間でその基準輸出トン数にそれぞれ比例させる。

(c) 次に、再配分される輸出割当不使用分の二十分の一に相当する数量は開港途上にあら、各加盟輸出国の間でのみその基準輸出トン数に、また、残余の八十分の一に相当する数量は、実際の輸出割当の追加を受諾することができる。

(d) 次に、再配分される輸出割当不使用分の二十分の一に相当する数量は開港途上にあら、各加盟輸出国の間でのみその基準輸出トン数に、また、残余の八十分の一に相当する数量は、実際の輸出割当の追加を受諾することができる。

(e) 次に、再配分される輸出割当不使用分の二十分の一に相当する数量は開港途上にあら、各加盟輸出国の間でのみその基準輸出トン数に、また、残余の八十分の一に相当する数量は、実際の輸出割当の追加を受諾することができる。



されたものに限る。

附属書Iに掲げる各加盟輸出国及び前章又はこの章の関連規定に基づいて自由市場への輸出権利数量を有する各加盟国は、1の規定が遵守されていなかどうかについて理事会が認定するため、各割当年度の四月一日前に直前の割当年度の純輸出量又は輸出量を理事会に通報する。

## 第十一章 在庫

### 第四十六条 特別在庫

第四十四条の規定の適用上、附属書Iに掲げる輸出国は、加盟国となるに当たり、この条の規定により特別在庫を保有する。附属書IIに掲げる加盟輸出国は、理事会に通告することにより特別在庫として一万トンまでを保有することができる。この場合においては、この協定に規定する特別在庫に関するすべての権利及び義務が当該加盟輸出国に適用される。

特別在庫は、その提供が約束されていない砂糖から成るものとし、当該加盟輸出国が国内需要のため又は第九章に規定する特別取扱の実施のために保有する砂糖に追加して保有するものとする。当該各加盟輸出国は、特別在庫を自国又は他国のいずれにおいても保有することができる。ただし、いずれの場合においても、保有される数量は、次条の規定に従つて確認を受けるものとする。

附属書Iに掲げる輸出国が保有する特別在庫の合計量は、二百五十万トンとし、(b)の規定に従うことを条件として、基準輸出トン数に比例してその輸出国に対して割り当てる。(a)及び(c)に規定する割当て及び調整に当たる基準輸出トン数が十八万トン以下である開発途上にある加盟輸出国の基準輸出トン数の最初の七万トンは、考慮しない。ただし、当該加盟輸出国が加盟した後六箇月以内に理事会に通告をする場合には、その特別在庫は、その全基準輸出トン数に比例して割り当てる。附属書IIに掲げる加盟輸出国であつて

第三十五条の規定に基づいて十八万トン以下の基準輸出トン数を配分されたものに対しても、当該基準輸出トン数が配分された後六箇月以内に理事会に通告をする場合には、その特別在庫は、その全基準輸出トン数に比例して割り当てる。この通告は、この協定の効力発生の日後又は第四十四条

が実施されている最初の二十四箇月においては、各加盟輸出国の特別在庫保有義務量の八十パーセントに相当する数量以上の数量を追加する義務を負わない。

4

加盟輸出国は、3の規定に基づく特別在庫保有義務量を超える砂糖の数量を特別在庫として自発的に保有することができる。ただし、理事会が特別多数票による議決で当該砂糖の数量の保有を承認することを条件とする。当該砂糖の保有を承認した場合には、この協定に規定する特別在庫を当該年度において貯蔵することができるないと判断する場合には、理事会に對してその事情を説明するものとし、理事会は、特別多数票による議決で、その加盟輸出国が保有すべき特別在庫の数量を一定の期間に限り変更することができる。

5

加盟輸出国は、特別の事情により、5に規定する特別在庫を当該年度において貯蔵することができないと判断する場合には、理事会に對してその事情を説明するものとし、理事会は、特別多数票による議決で、その加盟輸出国が保有すべき特別在庫の数量について当該加盟輸出国に掲げる輸出に適用される。

6

加盟輸出国は、特別の事情により、5に規定する特別在庫を当該年度において貯蔵することができないと判断する場合には、理事会に對してその事情を説明するものとし、理事会は、特別多数票による議決で、その加盟輸出国が保有すべき特別在庫の数量を一定の期間に限り変更することができる。

7

理事会は、特別の事情がある場合には、特別多数票による議決で、各加盟輸出国が第四十四条に規定する場合以外の場合において特別在庫の一部を放出することを認めることができる。この場合において、理事会は、特別在庫を必要な数量まで補充すべき期限を定める。

8

次条の規定に従つて確認される特別在庫を貯蔵し、かつ、維持する義務を履行していない加盟輸出国は、輸出割当てが実施されている場合にはその時点の実際の輸出割当てから又は輸出割当てが実施されていない場合には次に輸出割当てが実施されるときの実際の輸出割当てから、特別在庫保有義務量の不足分が削減されるとおり貯蔵される。

9

第四十四条の規定により特別在庫の全部又は一部が放出された後、輸出割当てその他の輸出に関する規制措置が再び実施される場合には、理事会は、特別多数票により、5に規定する方法と異なる方法による特別在庫の補充を決定することができる。

### 第四十七条 特別在庫の確認

前条の規定により特別在庫を保有する各加盟輸出国は、第四十九条の規定に基づいて設立される基金に対し、前条の規定に従つて保有する砂糖の数量について当該加盟輸出国の政府が発行する特別在庫の保有証明書を提出する。

1

1の規定に従つて基金に提出する特別在庫の保有証明書に係る事項は、理事会が委託し、かつ、当該加盟輸出国の同意する独立の検査専門家が現地検査により確認する。理事会は、検査の日程を作成するものとし、その日程は、毎年一回砂糖の収穫がある各加盟輸出国については、砂糖の収穫期の開始時前約三十日以内に少なくとも年一回の検査の実施を定める。二回以上収穫がある加盟輸出国については、砂糖の各収穫期の開始時前約三十日以内に検査するものとし、収穫が連続的に行われる加盟輸出国については、各割当年度ごとに少なくとも二回検査する。

2

理事会は、特別在庫を確認するための追加の規則を定めることができる。

3

理事会は、特別在庫を確認するための追加の規則を定めることができる。

4

第四十八条 最大在庫

れかの規定に従つて砂糖の生産量の調整を行うことを約束する。

(a) 各加盟輸出国が第四十六条の規定により特別在庫として保有すべき数量以上に保有する在庫量が、毎年新しい収穫が開始する直前の特定の日(理事会の同意を得て定める。)において、直前の暦年ににおける各加盟輸出国の生産量又は直前の四暦年における各加盟輸出国の年平均生産量のうちいかれか多い生産量の二十パーセントに相当する数量を超えないこと。

(b) 各加盟輸出国が国内消費のために必要とする在庫量及び第四十六条の規定により特別在庫として保有すべき数量以上に保有する砂糖の数量が、毎年新しい収穫が開始する直前の特定の日(理事会の同意を得て定める。)において、直前の暦年ににおける各加盟輸出国の年平均輸出量のうちいかれか多い輸出量の二十パーセントに相当する数量を超えないこと。

附屬書一に掲げる各輸出国は、加盟国となるに当たり、1(a)又は(b)のいずれの規定の適用を受諾するかを理事会に通告する。

理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合において、特別の事情により正当と認めるときは、その加盟輸出国が1に定める数量を超える数量を保有することを認めることができる。

理事会は、第三十四条2に規定する再交渉に際して、この条の規定の適用について検討し、必要な場合には、特別多数票による議決で、1に規定する制限を修正する。

#### 第十二章 特別在庫融資基金

第四十九条 特別在庫融資基金の設立

第四十六条の規定により特別在庫を保有する加盟輸出国に対して第五十三条に規定する資金援助を行うために、特別在庫融資基金を設立する。

2 基金は、機関の本部に置くものとし、機関の附屬機関として第五条2の本部協定を適用する。

3 基金は、この章の規定並びにこの章の規定を実施するために理事会が特別多数票による議決で採択する手続規則、規則及び指示に基づいて運営する。

4 この章の規定は、この協定の効力発生の日後百八十日目の日の属する月の翌月の最初の日にが特別多数票により別段の決定をしない限り、効力を生ずる。

5 第八十一条の規定にかかるわらず、また、理事会が特別多数票により別段の決定をしない限り、この章に規定する義務を履行していない加盟国は、その義務を履行する時まで、投票権が停止される。

6 第五十条 基金の管理

1 基金の勘定は、機関の他のすべての勘定と別個に置く。

2 基金を運営するための費用は、基金の勘定から支払うものとし、また、第二十四条の運営予算と別個に理事会によつて承認される。

3 第二十六条の規定は、基金の勘定の検査について準用する。理事会又は事務局長は、必要と認められる場合には、基金の勘定の検査が一会计年度について二回以上行われるよう取り計らう。

4 理事会は、事務局長と協議した後、理事会が定める条件に従い、特別多数票による議決で、基金の管理官を任命する。管理官は、第二十二条4及び同条5の規定に従うものとし、またこの章の規定並びに前条3に規定する手続規則、規則及び指示に従つて、基金の管理について事務局長に対し責任を負う。

7 第五十二条 基金に対する拠金

1 自由市場に係る砂糖につき行われる加盟国に属する加盟輸入国の国内消費のための輸入については、拠金の支払は要しない。ただし、当該加盟輸入国は、手続規則で定める方法で2に規定する証明に関する手続を適用する。

2 理事会は、標準拠金証明書の発行及び指定代理人を通じて行う所定の拠金の徴収について手続規則で定める。手続規則は、砂糖について拠金が二回以上支払われないと確保する。手続規則は、また、砂糖貿易に係る商慣行を考慮し、拠金制度の健全をするよう及び砂糖の流通の阻害をしないように作成する。手続規則は、更に、通過国において精製するかしないかを問わず、通過国を経由して行われる自由市場に係る砂糖の輸出又は輸入に関する規定をも定める。

3 第五十三条 基金による貸付け

1 この章の他の規定に従うことを条件として、基金は、第四十六条の規定により特別在庫を保有する各加盟輸出国に対し、当該各加盟輸出国が同条5に定める最小保有義務量として保有する特別在庫につき、年間一ポンド当たり一・五〇セントの割合で算定した額を無利子で貸し付ける。理事会は、基金が十分な資金準備を有する場合には、特別多数票による議決で、同条5に定める最小保有義務量以上に当該加盟輸出国の保有する特別在庫について、まず同条3に規定する当該加盟輸出国の特別在庫保有義務量の範囲内において、次に同条4に規定する特別在庫保有義務量を超える砂糖の数量の範囲内において基金が貸付けを行うことを認めることができる。特

昭和五十三年五月三十一日 参議院会議録第二十三号 千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

別在庫の保有期間が一年未満である場合には、貸付額は、その特別在庫が保有される期間に比例して算定する。基金からの貸付けは、この章の規定の効力発生後最初の四半期に開始されかつ四半期ごとに行うものとし、また、基金の資金準備が許す場合には、この章の規定の効力は、発生前に同条の規定により貯蔵された特別在庫について遡及して適用する。貸付けは、同条の規定により特別在庫を保有するための費用の負担の軽減を図るためにのみ当該加盟輸出国により使用される。理事会は、第五十一条の規定に基づいて課せられる制限に留意して、特別多数票による議決で、貸付額を調整することができる。

2 基金からの貸付けは、加盟輸出国が第四十六条の規定により貯蔵する砂糖の数量についてその加盟輸出国の政府が差行する特別在庫の保有証明書を基金に提出し、かつ、第四十七条に規定する特別在庫の確認に同意しない限り、いかなる加盟輸出国に対しても行わない。

3 加盟輸出国は、第四十四条の規定により特別在庫からの提供が要求される砂糖の数量に係る貸付額を、当該砂糖の数量の提供が要求される日から九十日以内に基金に返済する。この返済を行わない加盟輸出国については、機関の運営予算に係る分担金を支払っていない加盟国に対する第二十五条及び同条の規定の例によること。

4 加盟輸出国は、第四十六条、第五十一条及び十三条の規定に基づく義務を履行していない期間は、基金からの貸付けを受けることができない。

5 すべての貸付け及び返済は、自由交換可能通貨で行われるものとし、外為替上の制限が課されない。

第五十四条 この協定の終了の際の手続

た、基金は、新たな貸付けを停止する。この協定の終了前に支払われた拠金であつてその終了後に受領されるものは、基金の資産に加える。

2 この協定の終了前に前条の規定に基づく返済義務が生じてない基金からの貸付額の残高は、返済を要しない。

3 基金の債務は、基金の残余の資産によって支弁する。残余の資産が債務を支弁するため不十分である場合には、理事会が特別多数票により別段の決定をしない限り、基金の債務(第五十二条の規定により除外される債務を除く)を支弁するため必要な追加額は、この章の規定が効力を有していた期間における各加盟国による自由市場からの純輸入量及び自由市場への純輸出量の合計量に対し各加盟国が占める割合に比例して割り当てる。当該割当てに係る追加額は、第二十四条に規定する機関の運営予算に係る各加盟国の分担金に加算する。

4 5 の規定に従うことを条件として、理事会は、特別多数票により、すべての債務が弁済された後の基金の残余の資産の処分について決定する。この処分には、この協定を承継する国際砂糖協定に基づく類似の基金に対する残余の資産の全部又は一部の引渡しを含めることができる。

1 各加盟国は、2及び3に規定する場合を除くほか、各割当年度について、非加盟国全体からの砂糖の最多輸入量を千九百七十三年から千九百七十六年までの四年間ににおける非加盟国全体からの年平均輸入量(非加盟国全体からの輸入量が最少であった年を除く。)に対して次の百分率を乗じた数量に制限する。

(a) 3 (a)の規定に従うことを条件として、相場が一ポンド当たり十一セントを上回る場合には、七十五ペーセント

(b) 相場が一ポンド当たり十一セントを下回っている場合には、五十五ペーセント

2 1に定める制限は、千九百六十八年の国際砂糖協定の締約国であったが第七十二条から第七十四条まで及び第七十六条の規定に従つてこの協定の締約国となることができない國又は領域からの輸入には、適用しない。ただし、各加盟

その締約国とならない加盟国は、4に規定する類似の基金に引き渡される基金の資産に係る自國の配分額を受ける権利を有する。

### 第五十五条 共通基金との関係

国際連合貿易開発会議の一次産品総合計画の枠内での共通基金が設立されるときは、理事会は、共通基金の下で機関が利用し得る融資を活用するための措置に關し、検討し及び適当な勧告を行うことができる。

第十三章 加盟国への追加の義務及び約束

### 第五十六条 加盟国による約束及び加盟輸入国による輸出

1 加盟国は、この協定に基づく義務の履行可能なものにするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。

2 加盟輸入国は、第三十八条に規定する場合及び一時輸入に係る場合を除くほか、当該割当年度において砂糖の総輸出量が砂糖の総輸入量を超えないことを確保することを約束する。

### 第五十七条 非加盟国からの輸入

1 各加盟国は、2及び3に規定する場合を除くほか、各割当年度について、非加盟国全体からの砂糖の最多輸入量を千九百七十三年から千九百七十六年までの四年間ににおける非加盟国全体からの年平均輸入量(非加盟国全体からの輸入量が最少であった年を除く。)に対して次の百分率を乗じた数量に制限する。

(a) 1及び2に定める制限を超えて既に買付けた数量の砂糖を輸入する場合(ただし、制限が再適用された後九十日以内に当該砂糖を船積みすること及び4の規定に従つて当該数量を事務局長に通告することを条件とする。)

(b) 1及び2に定める制限が適用されていない期間において非加盟国からの買付けに係る砂糖の船積みすること及び4の規定に従つて当該数量を事務局長に通告することを条件とする。

3 1及び2に定める制限が再適用された日以後に船積みされるものは、理事会が定める手続規則に従つて関係加盟国が事務局長に通告する。

### 第五十八条 加盟国による貿易

1 加盟国は、当該割当年度において、この条の規定に基づく義務を十分に履行することができますと判断する場合又は当該義務が本国による砂糖の再輸出若しくは砂糖含有物の輸出に損害を与え若しくは与えるおそれがあると認める場合であつて、理事会が特別多数票により決定したときは、その決定の範囲内で1に定める義務が免除される。理事会は、第六十九条の規定に

従い、通常の貿易において生ずる例外的なかつ緊急な場合を特に考慮して、1に定める加盟国との義務を免除する場合及び条件を手続規則で定める。

6 1から5までに定める義務は、これらの義務と異なる義務であつて加盟国がこの協定の効力発生の日前から二国間又は多国間の取極に従つて非加盟国に対し負つてゐるものと害するものではない。もつとも、その異なる義務を負う加盟国は、1から5までに定める義務との矛盾をできる限り軽減するような方法でその異なる義務を履行する。当該加盟国は、その異なる義務をこの条の規定に適合させるための措置をとる限り速やかにとり、かつ、理事会に対し、その異なる義務及びその矛盾を軽減し又は除去するためについた措置を詳細に通報する。

7 理事会は、非加盟国からの輸入に関する加盟国との通告並びに事務局長の定期報告の提出及び各割当年度の終了後の包括的報告の提出について手続規則で定める。これらの報告には、特に、その対象とする期間に因し次の事項を記載する。

(a) 各非加盟国によるすべての仕向地への輸出  
(b) 各加盟国による非加盟国からの輸入

8 (a) この条に規定する加盟国の輸入量のうち、この条の規定により許容される数量を超える数量は、理事会が別段の決定をしない限り、この条の規定により次の割当年度において輸入することを許容される数量から削減する。

(b) (b) の規定により削減すべき数量が当該加盟国の年間権利数量を超えていた場合には、削減を行なうことができない場合には、理事会は、第七十一条の規定を適用する。

9 この協定に基づく利益に対する重大な損害が補助金を供与する非加盟国の輸出によつて生じており又は生ずるおそれがあると認める加盟国は、当該事案を理事会に付託することができるものとし、理事会は、関連のあるすべての事情

10 1に定める制限は、その非加盟国が自由市場に係つて非加盟国に対し負つてゐるものと害するものではない。もつとも、その異なる義務を負う加盟国は、1から5までに定める義務との矛盾をできる限り軽減するような方法でその異なる義務を履行する。当該加盟国は、その異なる義務をこの条の規定に適合させるための措置をとる限り速やかにとり、かつ、理事会に対し、その異なる義務及びその矛盾を軽減し又は除去するためについた措置を詳細に通報する。

11 理事会は、非加盟国からの輸入に関する加盟国との通告並びに事務局長の定期報告の提出及び各割当年度の終了後の包括的報告の提出について手続規則で定める。これらの報告には、特に、その対象とする期間に因し次の事項を記載する。

(a) 各非加盟国によるすべての仕向地への輸出  
(b) 各加盟国による非加盟国からの輸入

12 (a) この条に規定する加盟国の輸入量のうち、この条の規定により許容される数量を超える数量は、理事会が別段の決定をしない限り、この条の規定により次の割当年度において輸入することを許容される数量から削減する。

13 理事会は、望ましいと認める場合には、砂糖を輸入する加盟国に対し、砂糖を輸出する加盟国であつてこの協定の関連規定に適合した価格で販売が行われることを確保するよう努力するものを援助する方法及び手段について、勧告する。

14 第六十一条 供給に関する保証

1 砂糖を輸出する加盟国は、伝統的な貿易形態に即した方法で、かつ、加盟輸出国である場合において実際の輸出割当て又は輸出権利数量による制限が実施されているときはその制限の範囲内で、砂糖を輸入する加盟国に対し自由市場からの輸入必要量に応ずるために十分な数量の砂糖を供給することを約束する。

2 (a) 行うすべての販売の申出に当たり、非加盟国に對する条件と商業的に同等の条件の下では、砂糖を輸入する加盟国に對して常に優先権を与える。

(b) (b) の規定による取引日から適用する。

(c) この協定が適用されるため(a)に定める条件が満たされた場合には、関連規定は、次に規定する取引日から適用する。

(d) 当該関連規定に定める措置と異なる措置をとることを理事会が決定する権限を有する場合には、条件が満たされた取引日の後

15 第三日目の取引日 (ii) その他の場合には、条件が満たされた取引日の次の取引日

3 由市場において非加盟国に対し砂糖を販売してはならない。もつとも、通常の貿易慣行及び伝統的な貿易取引を考慮することができます。

4 この条の規定は、砂糖を輸出する加盟国が開発途上にある加盟輸入国に対し商業的に一層有利な条件を与えることを妨げない。

第十四章 價格

1 この協定の適用上、砂糖の日ごとの価格は、次のとおりとする。

(a) ニューヨーク・コーヒー砂糖取引所砂糖第一号約定現物価格をカリブ海の港における積付け荷ならし済み本船渡し一ポンド当たり合衆国セント建てに換算したものとし、また、手続規則には、価格の算定に当たり考慮すべき他の関連要素をも定める。

(b) (b) に規定する換算後の双方の価格の差が十ポイントを超える場合には、その低い方の価格に五ポイントを加えたもの

(c) この協定の適用上、一取引日における相場は、連續した五取引日の間引き続き一定の水準を上回つてゐる(又は下回つてゐる)一定の水準を上回つてゐる(又は下回つてゐる)ものとみなす。

(d) 相場は、(c)に定める条件に従つて一定の水準を下回る(又は上回る)こととなるまでの一定の水準を上回つてゐる(又は下回つてゐる)ものとみなす。

2 理事会は、1の検討に当たり、この協定の目的達成上影響を及ぼすすべての要因を考慮する。これらの要因には、特に、インフレーション又はデフレーションの影響、為替相場の変動、砂糖及び代替甘味料の価格、消費、生産、貿易及び在庫の傾向並びに国際経済情勢又は国際通貨制度の変化の砂糖の価格に及ぼす影響を含む。その検討に必要な関連資料については、

3 理事会は、1の検討に基づいて、特別多数票による議決で、この協定の目的を維持するために必要と認める価格の調整を次の割当年度について行なうことができる。ただし、最低価格と最高価格との差は、一ポンド当たり十セントとする。

4 理事会は、事務局長を議長とし、四の加盟輸出国及び四の加盟輸入国で構成する価格検討委員会を設置する。同委員会に付託される事項は、次のとおりとする。

(a) 次の事項に関する資料を収集し及び評価すること。

- (i) 砂糖及び代替甘味料の価格、消費、生産、貿易及び在庫
- (ii) 國際経済情勢又は國際通貨制度の変化（インフレーション又はデフレーションの）の國際的影響及び為替相場の変動を含む。の砂糖の価格に及ぼす影響
- この協定の目的達成上影響を及ぼすその他の要因
- (b) 各割当年度の二回目の通常会期の前に、理事会に対し評価の結果を提出すること。
- 6 各割当年度の二回目の通常会期の前に、理事会に対する例外的な事態において又はアメリカ合衆国ドルの価値に重大な変化が生じた場合には、価格検討委員会は、当該事態を検討するためには、会合する。この検討に基づいて適当と認められる場合には、同委員会は、とするべき措置（価格の必要な調整を含む。）について検討するための理事会の特別会期の召集を要請することができる。この5に規定する価格の調整を行うための理事会の決定は、特別多数票により行うものとし、直ちに効力を生ずる。
- 第六十五回 生産及び消費に関する措置
- 第六十三条 労働基準
- 加盟国は、その砂糖産業において公正な労働基準が維持されることを確保するものとし、また、工場労働者並びにさとうきび及びてん菜の栽培者の生活水準を改善するようできる限り努力する。
- 第六十四条 支持措置
- 1 加盟国は、砂糖の生産又は取引に対する補助金であつて直接又は間接に砂糖の輸出を増大し又はその輸入を減少させる効果をもつものがこの協定の目的の達成を危うくするおそれがあることを認める。
- 2 加盟国は、1の補助金（すべての形式による所得又は価格の支持を含む。）を供与し又は維持

- する場合には、各割当年度において、理事会に對し、書面により、当該補助金の範囲及び性質並びに当該補助金を必要とする事情を通告する。その通告は、理事会の要請によつて行うものとし、この要請は、各割当年度ごとに少なくとも一回、手続規則で定める時期にその定める形式で行う。
- 3 加盟国が1に規定する補助金によりこの協定に基づく自国の利益に対する重大な損害が生じており又は生ずるおそれがあると認める場合に、は、当該補助金を供与している加盟国は、要請を受けたときは、当該補助金の供与を制限する可能性について、他の関係加盟国又は理事会と討議する。当該事案が理事会に付託された場合には、理事会は、当該補助金を供与している加盟国の特別の事情を考慮して、関係加盟国とともに当該事案を検討し及び適当と認める勧告を行うことができる。
- 第六十五条 消費促進措置
- 第六十六条 情報、研究及び年次検討
- 1 各加盟国は、砂糖の消費を促進するため及び砂糖の消費の増大を妨げる障害を除去するために適當であると認める措置をとるものとし、この場合において、関税、内国税及び財政賦課金並びに数量規制その他の規制措置が砂糖の消費に及ぼす影響並びに当該事情の評価に関連のあるその他のすべての重要な要因を考慮する。
- 2 各加盟国は、1の規定に基づいてとつた措置及びその効果を理事会に対して定期的に通報する。
- 3 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方で構成する砂糖消費委員会を設置する。
- 4 砂糖消費委員会は、特に次の事項を研究するものとし、また、理事会に対して報告を提出する。
- (a) すべての砂糖代替品（天然甘味料及び人工甘味料を含む。）の使用の砂糖の消費に及ぼす影響
- (b) 砂糖その他の甘味料又は当該その他の甘味

- 料の生産のための原材料に対する課税上の取扱いの比較
- (c) 各国の砂糖の消費に対する(1)課税及び制限的措置の影響、(2)経済情勢、特に、国際収支上の困難の影響並びに気候その他の条件の影響
- (d) 特に一人当たりの消費量の少ない国における消費を促進する方法
- (e) 砂糖その他の食品の消費の増大に關心のある諸機関との協力の方法及び手段
- (f) 砂糖、その副産物及び砂糖原料作物の新しい利用方法の研究
- 第六十七条 情報、研究及び年次検討
- 1 機関は、次の情報の収集及び出版のためのセンターとして活動する。
- (a) 世界における砂糖の生産、価格、輸出入、消費及び在庫に関する統計的情報
- (b) 適当と認めるときは、さとうきび又はてん菜の栽培及び加工並びに砂糖の利用に関する技術的情報
- 2 加盟国は、機関がこの協定に基づく任務を遂行するため手続規則で定めるすべての必要な統計及び情報をその定める期間内に提供することを約束する。機関は、必要な場合には、加盟国外から入手可能な関連情報を使用する。
- 3 2の規定により加盟国が提供する情報は、理事会が要求する場合には、砂糖の生産、消費、在庫及び価格並びに砂糖に対する課税に関する輸出権利数に算入される輸出量及び各加盟輸出国の輸入量

- 1 理事会は、事務局長が次の事項を記録することについて手続規則で定める。
- (a) 各割当年度における総輸出割当及び実際の輸出割当並びにこれらの変更
- (b) 各加盟輸出国の実際の輸出割当使用分又は輸出割当並びにこれらに定める事項を定期的に報告すること及び機関がこれらの事項を定期的に報告することと定める。
- (c) 各加盟輸入国への輸入量及び輸出量
- 2 手續規則は、加盟国が1(b)及び(c)に定める事項を定期的に報告すること及び機関がこれらの事項を定期的に報告することと定める。
- 3 理事会は、いつでも、加盟国及び非加盟国が輸出し又は輸入する砂糖の数量を確認するための措置をとることができる。この措置には、原产地證明書その他の輸出に関する書類の発行に關するものを含めることができる。
- 4 加盟国が機関の適正な運営のために理事会から要求された統計的情報その他の情報を妥当な期間内に提供せず又はその提供が困難であるとする場合には、理事会は、当該加盟国に対し、そ
- 4 第四十六条の規定により特別在庫を保有する

各加盟輸出國は、各割當年度の一月一日、四月一日、七月一日及び十月一日において特別在庫として保有する砂糖の數量を、これらの日後それぞれ三十日以内に事務局長に報告する。

**第六十八条 年次検討**

1 理事会は、各割當年度において、できる限り第一條に規定する目的にかんがみこの協定の運用について検討し並びにこの協定が直前の割當年度において各国、特に、開発途上にある国々の砂糖市場及び經濟に及ぼした影響について検討する。理事会は、更に、この協定の運用の改善の方法及び手段について加盟國に勧告する。

**2 年次検討の報告は、理事会の定める形式及び方法によつて公表する。**

### 第十七章 義務の免除

#### 第六十九条 義務の免除

1 加盟國がこの協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急な事態又は不可抗力のため義務の免除を必要とする場合において、理事会は、その加盟國の説明によりこの協定に基づく義務の履行がその加盟國に重大な困難を与えた又は不公平な負担を課すものであると認定したときは、特別多數票による議決で、その義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟國に対して免除を与えるに当たり、その加盟國の義務を免除する条件、期間及び理由を明示する。

3 国内消費及び在庫に充てた後の輸出可能な砂糖の數量が第九章及び第十章の規定に基づいて当該加盟國に許容される輸出量を一年以上にわたって上回つている場合であつても、その事実は、理事会に対し義務の免除を申請するための根拠とならない。附屬書Iに掲げる加盟輸出國については、この条の規定により許容される追加の輸出量は、当該加盟輸出國の実際の輸出割当の一部とする。もつとも、同章の規定に基づく調整は受けない。この条の規定により許

容された追加の輸出量は、第三十四条2(c)の規定の適用上輸出実績の算定に当たり考慮されたり、第一條に規定する目的にかんがみこの協定として保有する砂糖の數量を、これらの日後それぞれ三十日以内に事務局長に報告する。

#### 第六十九条 年次検討

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて関係加盟國の間で解決されないものは、当該紛争の当事國であるいすれかの加盟國の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟國であつて総票数の三分の一以上を有するものは、理事会が討議の後その決定に先立つて、係争中の問題につき3の規定に従つて構成される諮問委員会の意見を求ることを理事会に要求することができる。

3 (a) 諮問委員会は、理事会が特別多數票により別段の決定をしない限り、次の五人の者で構成する。

(i) 加盟輸出國が指名する二人の者。そのうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入國が指名する二人の者。これらのは、加盟輸出國が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人の者が一致して委員長として選定する者（意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者）

(b) 加盟國及び非加盟國の國民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いすれの政府からも指示を受けないで行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

(e) 諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての

情報を検討した後、特別多數票により、当該紛争について決定する。

#### 第七十一条 加盟國の苦情及び義務の不履行に関する理事会の行動

1 いすれかの加盟國がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる。

2 加盟國がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の決定には、その違反の性質を明示する。

3 理事会は、苦情の申立てによるものであるかどうかを問わず、加盟國がこの協定に違反したと認定する場合には、この協定の他の条に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多數票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟國が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 更に、必要と認める場合には、当該加盟國がその義務を履行するまでの間、当該加盟國のその他の権利、特に、理事会若しくは各委員会の役員に選挙される権利又はその地位を保持する権利を停止すること。

(c) 当該違反がこの協定の実施を著しく妨げている場合には、第八十条の規定に基づく措置をとること。

**第十九章 最終規定**

#### 第七十二条 署名

1 この協定は、千九百七十七年十月二十八日から十二月三十一日まで、国際連合本部において、千九百七十七年の国際連合砂糖会議に招請された政

府による署名のために開放しておく。

**第七十三条 批准、受諾及び承認**

1 この協定は、千九百七十七年十月二十八日から十二月三十一日まで、国際連合本部において、千九百七十七年の国際連合砂糖会議に招請された政

府による署名のために開放しておく。

2 この協定は、署名政府により、それぞれ自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百七十七年十二月三十一日までに、国際連合事務総長に寄託する。もつとも、延長された千九百七十三年の国際砂糖協定に基づく理事会又はこの協定に基づく理事会は、同日までに批准書、受諾書に對し、期限の延長を認めることができる。

**第七十四条 暫定的適用の通告**

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託していない國の政府は、いつでもこの協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日又は、この協定が既に効力を生じている場合には、その特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を国際連合事務総長に通告することができる。

2 この協定が効力を生ずる日又は、この協定が既に効力を生じている場合には、その特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した國の政府は、この協定が効力を生ずる日又はその特定する日から、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することにより加盟國となるまでの間、暫定的加盟國としての地位を有する。

3 この協定が効力を生ずる日又は、この協定が既に効力を生じている場合には、その特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した國の政府は、この協定が効力を生ずる日又はその特定する日から、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することにより加盟國となるまでの間、暫定的加盟國としての地位を有する。

4 この協定は、附屬書Vに定める票の配分上輸出国の総票数の五十五パーセントに当たる票数及び輸入國の総票数の六十五パーセントに当たる票数を有する國の政府が千九百七十八年一月一日までに又はその後六箇月以内のいすれかの日に批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合事務総長に寄託したときは、同日又は当該寄託の日に確定的に効力を生ずる。この協定は、また、暫定的に効力を生じている場合において、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託によりこの第一文の総票数に関する百分率の要件が満たされたときは、当該要件の満たされた日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の総票数に関する百分率の要件を満たす国の政府が千九百七十八年一月一日までに又はその後二箇月以内のいずれかの日に批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し、又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を通告したときは、同日又は当該寄託若しくは当該通告の日に暫定的に効力を生ずる。

3 千九百七十八年六月一日までに又は理事会が定めるその後の日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は暫定的適用の通告をした国の政府は、最初の割当年度については同年一月一日から、輸出規制、特別在庫及び非加盟国からの輸入に関する規定を適用する。ただし、加盟輸入国の政府が加盟国又は暫定的加盟国となる前に、国内法令上、本文の規定を適用することができなかつた場合は、この限りでない。

4 附屬書I又は附屬書IIに掲げられてはいるが効力発生の日後十二箇月以内に加入していない国。もつとも、附屬書Iに掲げる国が効力発生の日後十二箇月以内に加入する場合には、同附属書に定める当該国の基準輸出トン数を適用する。

(a) 附屬書I又は附屬書IIに掲げられていないものとみなす。

(b) 附屬書I又は附屬書IIに掲げられてはいるが効力発生の日後十二箇月以内に加入していない国。もつとも、附屬書Iに掲げる国が効力発生の日後十二箇月以内に加入する場合には、同附属書に定める当該国の基準輸出トン数を適用する。

3 欧州経済共同体が加入する場合には、2の条件は、必ずしも適用しない。これに代えて、理事会は、特別多数票による議決で、この協定の目的を考慮して相互に受諾することができる特別の条件(関連する投票権の設定を含む。)を定めることができる。

4 延長された千九百七十三年の国際砂糖協定に基づく理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定に基づく理事会による追認を条件として、1の条件を定めることができる。

#### 第七十七条 適用地域

1 いづれの国の政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際、これらの政府及び暫定的適用の通告をした国、この協定が暫定的に効力を生じさせることを決定することができる。また、これらを寄託した国、この協定が暫定的に効力を生じさせることを決定することができる。また、これらの政府及び暫定的適用の通告をした国、この協定が暫定的に効力を生じさせることを決定することができる。

2 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国による加入のために開放しておらず。加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによつて行う。当該政府は、理事会の定めるすべての条件を受諾する旨を加入書に述べなければならない。

#### 第七十六条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国による加入のために開放しておらず。加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによつて行う。当該政府は、理事会の定めるすべての条件を受諾する旨を加入書に述べなければならない。

る旨を当該政府に通報したものについてのみ適用すること。

この協定は、当該通告において特定する領域につき、この協定が当該政府について既に効力を生じている場合には当該通告の日から、また、この協定が当該政府について効力を生ずる前に通告がされる場合にはこの協定が当該政府について効力を生ずる日から適用する。(b)の宣言の通告をした政府は、当該通告をその後撤回し、(a)の宣言の通告を国際連合事務総長に対してすることができる。

1 の規定に基づいてこの協定が適用されないとする場合には、当該領域の政府は、国際連絡がその後国際関係について責任を負うこととなつた後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、この協定の締約国の権利及び義務を受諾した旨を宣言することができる。当該領域の政府は、その通告の日からこの協定の締約国となる。その締約国が輸出国であり、かつ、附屬書I又は附屬書IIのいずれにも掲げられていない場合には、理事会は、その締約国と協議した後、特別多数票により、その基準輸出トン数又は輸出権利数量を決定するものとし、その締約国は、附屬書I又は附屬書IIに掲げられているものとみなす。その締約国が附屬書I又は附屬書IIに掲げられている場合には、その基準輸出トン数又は輸出権利数量は、当該附屬書に定めるとおりとする。

4 1(a)又は(b)の宣言の通告をした締約国は、その後いつでも、当該領域の希望に従つて、国際連合事務総長に対する通告により、その通告において特定する領域についてこの協定の適用を終止することを宣言することができる。当該領域について最終的責任を負う。ただし、当該領域が2に規定する通告をした場合に終止する。

5 1(a)又は(b)の宣言の通告をした締約国は、この条及び第四条の規定に基づいて機関の別個の加盟国となつている領域によるこの協定に基づく義務の履行について最終的責任を負う。ただし、当該領域が2に規定する通告をした場合は、この限りでない。

#### 第七十八条 留保

1 留保は、2から4までに規定する留保を除くほか、この協定のいかなる規定についても行うことができる。

2 延長された千九百七十三年の国際砂糖協定の締約国政府であつて千九百六十八年の国際砂糖協定又は延長された千九百七十三年の国際砂糖協定に留保を行つて参加していたものは、この協定の署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、従前の留保と同様の内容又は効果を有する。

3 この協定に参加する権利を有する国、政府は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、留保を行つてこの協定の経済条項の運用に影響及ぼさないような留保を行うことができる。特定期間の留保がこの3の留保であるかどうかについての紛争は、第七十条に定める手続に従つて

は、理事会は、その加盟国と協議した後、特別多数票により、その基準輸出トン数又は輸出権利数量を決定するものとし、その加盟国は、附屬書I又は附屬書IIに掲げられているものとみなす。その加盟国が附屬書I又は附屬書IIに掲げられている場合には、その基準輸出トン数又は輸出権利数量は、当該附屬書に定めるとおりとする。

解決する。

4 その他の場合において留保が行われたときは、理事会は、その留保を審査し、特別多數票により、これを受諾すべきであるかどうかを、また、受諾する場合には、その留保を受諾するための条件を決定する。その留保は、理事会が当該事案に係る決定をした後においてのみ有効なものとし、理事会の決定についての通告の際に、国際連合事務総長に寄託する。

1

加盟国は、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告をすることにより、この協定の効力発生の日後いつでも、この協定から脱退することができる。当該加盟国は、同時に、この通告をした旨を理事会に通報する。

2

1の規定に基づく脱退は、国際連合事務総長がこの通告を受領した後三十日で効力を生ずる。

第八十条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定した場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を国際連合事務総長に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日後九十日で加盟国でなくなる。

第八十一条 脱退する加盟国又は除名される加盟国の会計上の決済

1 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についての会計上の決済を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に支払った額を払い戻さない。当該加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負つてある債務を弁済する義務及び第四十九条の規定に基づいて設立された基金に対し自國に貸し付けられた額を返済する義務を負う。もつとも、理事会は、改正を受諾することができないため次条2の規定に従つて機関へ参加しないこ

ととなる加盟国については、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

2 機関から脱退し若しくは除名され又は他の理由により機関へ参加しないこととなつた加盟国は、機関の清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の配分を受ける権利及び第四十九条の規定に基づいて設立された基金の資産の配分を受ける権利を有しないものとし、この協定の終了の際に機関又は基金に欠損があつた場合においても、そのいずれの部分をも負担しない。

第八十二条 改正

1 理事会は、特別多數票による議決で、締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対する改正の受諾の通告の開始日を定めることができる。改正は、その総数の四分の三以上の加盟輸出国であつてその総票数のうち八百五十票以上を有するものを代表する

以上を有するものを代表する締約国及びその総数の四分の三以上の加盟輸入国であつてその総票数のうち八百票以上を有するものを代表する締約国から受諾の通告を国際連合事務総長が受領した後百日で又は理事会が特別多數票により決定する一箇月以内に、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に對して改正の受諾を通告する期限を定めることができる。改正は、その期限までに効力を生じなかつた場合は、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に対し、受領した受諾の通告の数が改正の効力を生じるに十分であるかどうかを決定するために必要な情報提供する。

2 加盟国又は第七十七条の通告がされた領域若しくは領域の集団は、改正の効力を生じる日までに、当該加盟国が改正を受諾する旨の通告をせず又は当該領域若しくは当該領域の集団について当該通告がされなかつた場合には、改正の効力を生じる日にこの協定においても有効なものと認められたものとする。ただし、理事会が、その憲法上の手続を完了することが困難であるため改正

の効力を発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の中立にて認め、かつ、当該加盟国のために受諾の期限の延長を決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで、改正に拘束されない。

第八十三条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力を生じる日後第五割當年年度の終了時まで効力を有する。ただし、2の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は3の規定に基づいて一層早い日に終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、第五割當年年度の終了前に、特別多數票による議決で、この協定の有効期間を二割

数票により延長することができる。理事会は、当年度以内の期間延長をすることができる。理事会は、当該延長を国際連合事務総長に通告する。第七十九条2の規定にかかわらず、この条の規定に基づいて延長されることとなる協定に参加することを希望しない加盟国は、国際連合事務総長に対し書面による脱退の通告をするこ

とにより、第五割當年年度の終了時にこの協定から脱退することができる。当該加盟国は、この通告をした旨を理事会に通報する。

3 理事会は、特別多數票による議決で、いつでも、その決定する日に及びその決定する条件でこの協定を終了させることができる。この場合において、理事会は、機関の清算を行うために必要な期間存続するものとし、これらの目的のために必要な権限を有し及び任務を行う。

第八十四条 経過措置

1 延長された千九百七十三年の国際砂糖協定の運用上、同協定に基づいてとられた措置は、同協定が引き続き有効であつたとしたならば、当該措置がその後の年度においても有効なものと認められる場合には、この協定においても、引き続き同様の効力を有する。

2 第四十一条及び二の規定にかかわらず、一千九百七十八年に係る割當年年度の総輸出割当につ

いては、理事会が、千九百七十八年の最初の会期において決定する。また、千九百七十八年の運営予算については、延長された千九百七十三年の国際砂糖協定に基づく理事会が、千九百七十七年の最後の通常会期において、この協定に基づく理事会による千九百七十八年の最初の会期における追認を条件として、暫定的に承認する。

第八十五条 この協定の正文

この協定は、中国語、英語、フランス語、ロシ

ア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、国際連合に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてその署名に對応して掲げる日にこの協定に署名した。

附屬書I 第三十四条1の規定に基づいて設定される基準輸出トン数

	単位千トン(粗糖換算)
アルゼンティン	四五〇
オーストラリア	一、三五〇
オーストリア	八〇
ボリビア	九〇
ブラジル	一、三五〇
コロンビア	七五
コスタ・リカ	一〇五
キューバ	一一、五〇〇
チニコスロヴァキア	一七五
ドミニカ共和国	一、一〇〇
エクアドル	八〇
エル・サルバードル	一四五
フィジー	一二五
エクアドラ	三〇〇
ガイアナ	一四五
ジャマイカ	一三〇
トリニダッド・トバゴ	八五
インド	八二五



象牙海岸	五
日本国	一八四
ケニア	五
社会主義人民リビア・アラブ国	三八
マレーシア	三三
モロッコ	二九
ニューギニア	二二
ナイジニア	一〇
ノールウェー	一〇
ボルトガル	一一
大韓民国	一六
シンガポール	一五
ソマリア	一四
スペイン	一四
スリランカ	一四
スウェーデン	一三
スイス	一三
シリア・アラブ共和国	一〇
テュニジア	一〇
ソヴィエト社会主义共和国連邦	一九七
アメリカ合衆国	一九五
上ザウルタ	一九五
ユーロースラヴィア	一九五
ザイール	一九五
合計	一、〇〇〇

(署名欄は省略)

〔安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○安孫子藤吉君登壇、拍手

○安孫子藤吉君　たゞいま議題となりました千九百七七年の国際砂糖協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたしました。

この協定は、千九百六十八年の国際砂糖協定と同様に、世界市場における砂糖の価格及び供給の安定を図ることを目的として作成されたものでありまして、加盟輸出国に対し輸出割り当てを実施すること、加盟輸出国に特別在庫保有義務を課し、相場が一定価格を上回る場合にこれを放出させること、特別在庫の保有に伴う費用を融資すること、

○謹長(安井謙君)　日程第二　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案	○謹長(安井謙君)　総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。
（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。	（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長　金井元彦君。	まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長　金井元彦君。
審査報告書	〔賛成者起立〕
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案	○謹長(安井謙君)　総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

一、委員会の決定の理由	第一、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案
要領書	（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案）
参議院議長　安井　謙殿	（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案）
地方行政委員長　金井　元彦	（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案）
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案）

七、年金からの既支給一時金控除は、その実態にかんがみ、方法等を検討すること。	第一、第六条の二第一項中「この項」を「次条まで」に改め、同項第二号中「及び第十条の二第一項第二号」を「第一項第一号中「死」」を「在職中死亡の場合は死」に、「第六条の二」を「第六条の三」に改める。
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	（昭和五十三年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）
昭和五十三年五月二十五日	（昭和五十三年五月二十五日）
第六条の三　地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る年金（第十二項の規定の適用を受けるもの）を除く。）で昭和五十三年三月三十一日に改め、同條第十二項中「及び沖縄の」を「（沖縄の）」に、「係る年金」を「係る年金を含む。以下同じ。」に改め、同條の次に次の二条を加える。	
右決議する。	（昭和五十三年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決したものである。

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年五月十一日

衆議院議長　保利　茂

参議院議長　安井　謙殿

（不字及び一は衆議院修正）

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案）

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日（廃疾年金にあつてはこれを受ける者の退職の日とし、遺族年金にあつてはこれを受ける者に係る組合員の退職の日とする。）以後に新法の規定による退職年金等の額の算定に関する新法又は施行法の規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定について適用されないこととなつてゐるときは、これららの規定に代えて当該給付事由が生じた日において施行されていた新法又は施行法の規定を適用して算定するものとする。

一 昭和五十一年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額に一千・〇七を乗じて得た額に三百円を加えた額（当該新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額）

次各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額（遺族年金については、その額につき新法第九十三条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

二 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額（その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十一年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含

む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る年金については、当該退職の日にその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額（一・〇七を乗じて得た額に三百円を加えた額（当該新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額）

二 遺族である者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 三十万円

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十一万円

三 遺族年金（新法第九十七条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下第八項までにおいて同じ。）次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受けた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十一万円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受けた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十一万円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受けた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十一万円

ヘ イからハまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

三 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二条の七第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける者のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年

四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、同年五月分以後、その額を、同項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、同項及び第三項）の規定に準じて改定する。

6 次の各号に掲げる遺族年金については、第一項から第三項まで又は前項の規定により改定された額（その額につき新法第九十三条の五又は第三項（前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をも

つて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二条の七第三項ただし書の規定を準用する。

8 一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円  
二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円

9 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第二項から第八項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの三十六万円。

11 第二項から第八項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等（新法第九十七条の二に掲げる年金を除く。）のうち昭和五十二年四月一日以後の退職に係る年金で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものの額の改定について準用する。

12 沖縄の退職年金等で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

10 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十条の三第一項の場合」と、「前項に」とあるのは「第十条の三第二項」と、「前項に」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項に」とあるのは「昭和五十三年三月三十一日において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十条の三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項に」とあるのは「新法別表第三（昭和五十一年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三）」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第十条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替え





昭和五十三年五月三十一日 参議院会議録第二十三号 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

七二四

第三項、第六項及び第七項、第五十九条第二項、第六十八条第二項から第四項まで、第七十一条第二項から第四項まで、第八十三条第二項、第八十三条の二第一項、第九十条第二項から第七項まで、第九十七条第三項から第五項まで、第一百四十二条第一項、第一百四十二条第二項、第一百四十五条の二第一項、第一百四十五条の三第三項及び第四項、第一百四十三条の十第三項及び第四項、第一百四十三条の十三第三項並びに第一百四十三条の十四の規定は、昭和五十三年五月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。  
 (公務傷病による死)者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第四十一条及び別表第一の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金について、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万円(扶養遺族が一人である場合には、七十八万二千円)」と、「八十万六千円」とあるのは「八十万六千円」と、「八十万千円」である。二、四〇〇円」とあるのは「二、六六一、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一一一、四〇〇円」とあるのは「一、一六一、四〇〇円」と、同表の備考一中「十五万円」とあるのは「十」二万円とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)以下「法」という。の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合)

法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれららの年金とみなされる年金を含むものとし、施行日以後に退職し、又は死亡した組合員(団体共済組合員を含む。)に係るものに限る。(以下同じ。)で次

の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第九十三条の五(法又は施行法において準用する場合を含む。)以下同じ。)の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

1 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金(次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額)

イ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金(イに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる年金の額)

イ 同条の規定による退職年金(法第九十七条の二(法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下同じ。)次のイからハまでに掲げる年金の区間(団体共済組合員期間を含む。以下同じ。)のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金(六十二万二千円)

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上とのものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金(四十六万六千五百円)

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金(三十一万円)

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているもの(三十三万七千九百円)

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)二十五万三千四百円)

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの(十六万九千円)

2 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

3 法の規定による退職年金又は廃疾年金を受けれる者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項の規定に準じて改定する。

4 法の規定による退職年金を受ける者が施行日(昭和五十三年四月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときは、同年五月分以後、その額を、第一項の規定による退職年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、同項及び第二項)の規定に準じて改定する。

5 法の規定による退職年金を受ける者(妻及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(三十一万円)

6 法の規定による退職年金又は廃疾年金を受けれる者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項の規定に准じて改定する。

法の規定による遺族年金の額（法第九十三条の五又は第二項（前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、第一項の規定にかかるわらず、昭和五十三年六月分（同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上もの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万円

四 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円

7 法の規定による遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第五項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項）の規定に準じて改定する。

8 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

#### （政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に必要な事項は、政令で定める。

#### 〔金井元彦君登壇、拍手〕

○金井元彦君　ただいま議題となりました昭和四

十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等の増額、最低保障額の引き上げ等について恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、

寡婦加算の額の引き上げ、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等を行

うとともに、地方議会の議員、地方団体関係団体の職員の年金制度等についても所要の改正を行お

うとするものであります。

委員会におきましては、退職年金等の支給時期の改善、遺族年金の給付水準のあり方、公的負担の拡大等について質疑が行われましたが、その詳

細は会議録に譲ることを御了承願います。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月二十五日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の漁業をめぐる国際情勢の急激な変化等にかんがみ、新た

な漁業情勢に対応した漁船積荷保険等に関する損害保険の設計に資するため、漁船積荷保険制度の試験実施期間を五年間延長して十年にしようとするものであつて、妥当な措置と認め

定いたしました。

なお、本案に對して、地方公務員の給与改定や物価の上昇等を勘案した年金額の改定と実施時期の繰り上げ、退職年金等の最低保障額の引き上げ、遺族年金の給付水準の引き上げ、被扶養者の認定基準の適正化等七項目にわたる附帯決議を行つております。

以上御報告いたします。（拍手）

○謹長（安井謙君）　これより採決をいたします。

○謹長（安井謙君）　本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長（安井謙君）　総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

#### 一、費用

一、本法施行に關連する費用として、昭和五十三年度一般会計予算に、漁船積荷保険制度試験実施調査委託費として約千三百万円が計上され、いるほか、同予算において、漁船積荷再保險金支払資金補助として、國庫債務負擔行為限度額四億四百万円が認められている。

#### 附帯決議

わが国の漁業をめぐる情勢は、二百海里時代の到来に伴い、北洋漁場において大幅な減船を余儀なくされるなど、極めて厳しいものがある。

このような情勢に対処して、中小漁業經營の安定を図るため、漁業関係の保険、共済制度の整備強化を促進する必要性が、急速に増大している。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、本制度の試験実施の延長は、新たな漁業情勢に對処するのに不可欠な資料の収集整備等のため、やむを得ず行われる措置であることとにかくがみ、現在試験実施中の漁船船主責任保険制度と本制度との関連性にも配慮しつつ、可及的速度やかに本格実施に移行すること。

二、本制度の保険料率については、保険取扱の実態に照らし、漁業者の保険料負担軽減の方向で検討すること。

三、加入対象漁船のトン数の下限については、漁業災害補償制度との関連を考慮しつつ、引下げに努めるとともに、新たに加入を希望する漁業種類についても、これを追加する方向で検討すること。

四、現在試験実施中の漁船船主責任保険制度につ

いでは、二百海里時代の新たな漁業情勢の下における資料の収集整備に努め、可及的速やかな本格実施への移行に遺憾なきを期すること。

五、本制度、漁船船主責任保険制度及び漁船保険制度が、相互に密接な関連を有することにかんがみ、本制度及び漁船船主責任保険制度の本格実施に当たつては、漁船保険中央会のあり方を含め、三制度全体の体系について十分な検討を行うこと。

六、漁業関係の保険、共済制度の統合、一元化については、保険共済事務共同化試験事業の成果を踏まえて更に検討すること。

七、北洋等における漁業操業の安全を確保するため、漁業者に対する必要な指導の徹底に努めるとともに、拿捕等に対する措置につき遺憾なきを期すること。

右決議する。

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十一条により送付する。

## 官報(号外)

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

### 昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿

(トキ及び一は衆議院修正)

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

### 昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿

(トキ及び一は衆議院修正)

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

### 昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿

(トキ及び一は衆議院修正)

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

2 項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員又は任意継続組合員であった期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 第二条の十六第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三条の十六第三項若しくは第四項」とあるのは、「六第三項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

4 第二条の二十第二条の十七第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額に一千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額とみなし、四十九年改訂法附則又は四十九年改正法附則第三項の規定による改正後の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

4 第二条の二十一第二条の十八第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、これらの

規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十一年改正法第三条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十一年改正法第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

## 2 昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十日以前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金について

は、昭和五十三年四月分以後、その額を、そ

の給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、

旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平

均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均

標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定

年額

又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十一年改正法第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十一年改正法第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

## 3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。

第三条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年三月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年

金の額に係る加算の特例)

第三条の八 昭和五十三年三月三十日以前に第一条第一項の資格喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法

第三条の十又は第十二条の二十一までの規定による改定後年の年金額とし、新法の規定によ

る適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定によ

る適用を受ける年金にあつては、その額につき前条第三項において準用する第三条の六第三項若し

くは第四項の規定、附則第二十六項において

準用する附則第二十項若しくは第二十一項の規定又は法第四十六条の五の規定の適用があ

る場合には、その額からこれらの規定により

加算される額に相当する額を控除した額とす

る。)を総称する。)が当該各号に掲げる額に満

たないときは、同年四月分以後、その額を当

該各号に掲げる額に改定する。この場合にお

いては、第一条の六第二項後段の規定を準用

する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の

区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二

万二千円 ハ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六

万六千五百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

げる額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十

年以上であるものに係る年金 六十二万

二千円 ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年

以上であるものに係る年金 六十二万

二千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がい

る六十歳未満の妻に係る年金でその年金

の額の計算の基礎となつた組合員期間が

二十年以上であるもの 三十三万七千九

百円 ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がい

る六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子がない六十歳未満の妻

又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた

組合員期間が二十年以上であるもの 三  
十一万円

示 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた

組合員期間が九年以上であるもの (ニ)に掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者 (妻、子及び孫を除く。)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

## 官 報 (号) 外

### 2 昭和五十三年三月以前の年金額

昭和五十三年三月以前の年金のうち退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

昭和五十三年三月以前の年金のうち退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前条第三項の規定は、昭和五十三年三月以前の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の

妻であるものの額の改定について準用する。

この場合において、同項中「五十二年三月以前の比較対象年金額」とあるのは「次条第一項の五十三年三月以前の比較対象年金額」と、

「昭和五十二年八月分」とあるのは「昭和五十二年六月分」と、「三十二万円」とあるのは「三十六万円」と、「二十四万円」とあるのは「二十七万円」と、「十六万円」とあるのは「十八万円」と読み替えるものとする。

4 昭和五十三年三月以前の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。)が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

昭和五十三年三月以前の年金のうち退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準用する前条第三項の規定は、第一条の十若しくは第一項の規定又は第三項において準用する前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、第三条の六第三項及び第四項の規定は、第一項の規定がそのままされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないとときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、

第四条第四項中「第二項の規定は、前項の場合に」と「前項の場合には、第二項の規定を」に改める。

第四条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十三年四月以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。

この場合において、同条第一項第一号中「二十一万円」とあるのは「四十三万三千二百一十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十九第一項、第二条の二十第一項又は第二条の二十一第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、

百分の八十)」と読み替えるものとする。

昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十三万三千二百一十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又

百分の八十」と読み替えるものとする。

2 前条第二項又は第三項の規定の適用を受けたる通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十三万三千二百一十四円」と、同項第二号中「第二条の二十一第一項若しくは第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、

百分の八十)」と読み替えるものとする。

この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十三万三千二百一十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又

は「第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十一第一項」と、同条第四項

中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、

において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないと、百分の八十)」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二」とあるのは「五十一年改正法第二条の規定による改正後の法別表第一の二」(昭和五十年改正法第二条の規定による改正後の法別表第一の二)とある。この二つは、五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二(昭和五十九年九月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二)と読み替えるものとする。

4 第四条の第四第七項の規定は、旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十二年三月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十三年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算

において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないと、百分の八十)」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二」とあるのは「五十一年改正法第二条の規定による改正後の法別表第一の二」(昭和五十九年九月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二)とある。この二つは、五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二(昭和五十九年九月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十一年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二)と読み替えるものとする。

7 昭和五十三年四月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。以下「昭和五十三年四月以後の年金」と総称する。)については、五十三年四月以後の比較対象年金額(昭和五十三年四月以後の年金の額(遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により計算されるべき額に相当する額を控除した額)をいう。)が当該各号に掲げる額に満たないとときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合においては、第一条の六

附則に次の五項を加える。

(昭和五十三年四月以後の資格喪失事由等に係る退職年金等の最低保障及び遺族年金の額に係る加算の特例)

27 昭和五十三年四月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十二万三千五百円

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十六万九千円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十一年以上であるものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十一万一千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(ニに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者で組合員期間が九年以上であるもの 三十一万一千円

四 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

五 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十三万七千九百円

六 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十三万七千九百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

四 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

五 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

六 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

七 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

八 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がない六十歳未満の妻に係る年金 六十二万一千円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子若しくは孫に係る年金 六十二万一千円

ハ 遺族である子がない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

した日の属する月の翌月分以後、これらの額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

**29 附則第二十四項の規定は、昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について適用する。この場合において、同項中「五十二年四月以後の比較対象年金額」とあるのは「附則第二十七項の五十三年四月以後の比較対象年金額」とあるのは「昭和五十二年八月分」とあるのは「昭和五十三年六月分」と「八月一日」とあるのは「六月一日」と「三十万円」とあるのは「三十六万円」と「二十四万円」とあるのは「二十七万円」と「十六万円」とあるのは「十八万円」と読み替えるものとする。**

**30 昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く）が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その**

達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

**31 附則第二十項及び第二十一項の規定は、附則第二十七項の規定又は附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について適用する。この場合において、附則第二十項第一号中「三万六千円」とあるのは「三万六千円（昭和三十年六月分以後の月分については、七万二千円）」と、同項第二号中「六万円」とあるのは「六万円（昭和五十三年六月分以後の月分については、七万二千円）」と、同項第三号中「二万四千円」とあるのは「二万四千円（昭和五十三年六月分以後の月分については、三万六千円）」と読み替えるものとする。**

**（農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正）**  
第一条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

**第二十条第一項の表を次のように改める。**

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六六、〇〇〇円	六七、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上
第三級	七一、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第六級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満

第一級	九〇、〇〇〇円以上	八七、五〇〇円以上
第二級	九二、五〇〇円以上	九二、五〇〇円未満
第三級	九七、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満
第四級	一〇一、五〇〇円以上	一〇一、五〇〇円未満
第五級	一〇五、〇〇〇円以上	一〇五、〇〇〇円未満
第六級	一〇七、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第八級	一一五、〇〇〇円以上	一一五、〇〇〇円未満
第九級	一二〇、〇〇〇円以上	一二〇、〇〇〇円未満
第十級	一二五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満
第十一級	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第十二級	一三五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第十三級	一四五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第十四級	一五六、〇〇〇円以上	一五六、〇〇〇円未満
第十五級	一六〇、〇〇〇円以上	一六〇、〇〇〇円未満
第十六級	一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第十七級	一七〇、〇〇〇円以上	一七〇、〇〇〇円未満
第十八級	一八〇、〇〇〇円以上	一八〇、〇〇〇円未満
第十九級	一九〇、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円未満
第二十級	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二十一級	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第二十二級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十三級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十四級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十五級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十六級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十七級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十八級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十九級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十一級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十二級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十三級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十四級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十五級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十六級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十七級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三十八級	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満

第四十六条の五第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「七万二千円」に改め、同項第三号中「二万円」

千円」を「三万六千円」に改める。  
（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

**第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。**

附則第四条第十号中「四百三十二万円」を「四百五十六万円」に改める。

附則第六条第一項第一号中「、第三項及び第四項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、及び第五項を削り、同条第四項を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、及び第五項を削り、同項を同条第六項と

四項とし、同条第六項を削る。

附則第七条第四項中「から第六項まで」を「及び第六項」に改め、同条第五項中「から第六項まで」を「若しくは第六項」に改め、同条第六項中「第一条の九」を「第一条の十」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「五十八万九千円」を「六十二万一千円」に改め、同項第二号中に「四十四万八百円」を「四十六万六千五百円」に改め、同項第三号中「二十九万四千五百円」を「三十一万五千円」に改める。

附則第十三条第一項第二号中「。第四項において同じ。」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第六項と

**第一条 この法律は、<sup>昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(農林漁業団体職員共済組合法第二十条第一項の表の改正規定を除く。)及び第三条の規定(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。)附則第四条第十号、第七条第六項及び第十二条第三項の改正規定を除く。)は、<sup>昭和五十三年六月一日から施行する。</sup></sup>**

**2 第一条の規定による改正後の昭和四十年度以後における農林漁業団体職員共済組合法からの年金の額の改定に関する法律附則第二十七項、第二十八項及び第三十一項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法律」という。)第二十条第一項の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法から昭和五十三年九月までの各月の標準給与とする者又は三十六万円である者(○給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。)附則第四条第十号、第七条第六項及び第十二条第三項の改正規定を除く。)及ぶ第三条の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。**

**3 第三条前条第一項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与とされる者又は三十六万円である者(○給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。)の前月の前月(次回において同じ。)までの標準給与四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、そのうち、同月の標準給与の月額が六万四千円以下の者又は三十六万円である者(○給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。)の同年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、そのうち、同月の標準給与の月額が六万四千円以下の者又は三十六万円である者(○給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。)の同年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)**

**4 第三条改正後の法第四十六条の五第一項の規定は、昭和五十三年五月二十一日以前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による給付についても、同年六月分以後適用する。**

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

**第五条 第三条の規定による改正後の三十九年改正附則第四条第十号の規定は、<sup>昭和五十三年四月一日以後に施行日以後に</sup>給付事由が生じた給付について適用し、<sup>昭和五十三年四月一日</sup>前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。**

**第六条 この法律は、<sup>昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。)附則第四条第十号、第七条第六項及び第十二条第三項の改正規定を除く。)は、<sup>昭和五十三年六月一日から施行する。</sup></sup>**

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、本法律案に対し、本制度を可及的速やかに本格実施へ移行させること等七項目の各会派共同提案に係る附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、昭和四十四年度以後における農林年金額改定法等改正案は、農林漁業団体職員共済組合による給付について、他の共済制度に準じ、既裁定年金の改定、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げ、遺族年金についての寡婦加算の額の引き上げ、標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、年金給付水準の他制度との比較、団体職員の待遇改善、最低保障額、遺族年金の給付水準の引き上げ、年金自動スライド制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、本法律案に対して、給付に要する費用に対する国補助率を引き上げ、さらに財源調整費補助及び事務費を増額すること等五項目の各会派共同提案に係る附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

昭和五十三年四月二十七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

「という。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千二百七十万七千合衆国ドルの範囲内において、ア

メリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条中「国際金融公社の」を「公社の」に改めます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

#### 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公

社への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公

社への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律)

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法

律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

5 前各項の規定により出資することができる

金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の

合衆国ドルによる三億三千九十万ドルの範囲

内において、出資することができる。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法

律の一部改正)

第二条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「国際金融公社」の下に「(以下「公社」

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超える。

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

○鷲崎均君登壇、拍手

○鷲崎均君、ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際復興開発銀行及び国際金融公社の出資の額が増額されることとなるのに伴い、わが国が出資するための措置を講じようとするものであります。政府は、国際復興開発銀行に対して、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

三億三千九十万協定ドル、現在の合衆国ドルで約

四億ドルを、また、国際金融公社に対して二千二

百七十七万七千合衆国ドルを追加出資することが

できることとするものであります。

委員会におきましたは、世銀に対する各國の出資と投票権の関係、世銀の運営と融資状況、政府開発援助についてのわが国とD.A.C.加盟国との対比、開発途上国に対する経済協力のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、政府は、世銀の増資に当たつては加盟国の経済の状況を反映したものとなるよう努めるとともに、その運営についても積極的に協力すべきである旨の附帯決議が付されました。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十三年四月二十七日

参議院議長 安井 謙蔵  
衆議院議長 保利 茂殿

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

#### 官

○議長(安井謙君) 日程第六 昭和四十二年度以

後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案

日程第七 昭和四十二年度以後における公共企

業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員

（昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案 部改正）

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長塚田十一郎君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条の七第二項中「この項及び第四項、次条第三項及び第七項、第一条の九第二項及び第四項、第一条の十第二項及び第四項並びに第一条の十の二第一項から第三項まで、第五項及び第七項」を「第一条の十一の二まで」に改める。

第一条の十の二の次に次の二条を加える。

(昭和五十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給(第一条の十第四項若しくは第七項の規定若しくは前条第五項、第八項、第十項若しくは第十一項の規定又は第一条の十第十項若しくは前条第十五項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十四項各号若しくは前条第五項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、それぞれ第一条の十四項各号若しくは第二項の規定により年金額を改定したものをとした場合にそした年金又は前条第一項若しくは第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にそした年金について、それぞれ第一項の規定の改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち

年金に限る。次項及び第九項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻・子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基

礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき

前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の一)に相当する金額

3 第一項の規定による遺族年金に相当する年金控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」ととする。

4 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条

4 第四項後段の規定を準用する。



5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 前条第一項、第四項、第六項若しくは第八項の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第一条の二」を「第二条の十一」の二に改める。

第二条の十の二の次に次の二条を加える。

（昭和五十三年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十一 第二条の十第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給（同条第三項の規定又は第二条の十第十項若しくは前条第十一項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十第一項又は前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。

2 第一条の十一第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける八十歳以上の者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二万円をえた額）

二 殉職年金 七十四万六千円

三 障害遺族年金 五十五万九千五百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これららの規定により算定した額に二万四千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円）をえた額をもつて当該年金の額とする。

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については九万六千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき二万七千六百円（配偶者である扶養親族がない場合は、そのうち一人に限り六万円））をえた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額をえた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額をえた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

8 第一条第九項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金）と「同条第一項」とあるのは「第二条の二第一項」を「第二条の十一の二第一項」の二に改めて、第一項において同条第六項の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と「同条第一項」とあるのは「第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

9 第一条第十項の規定は、第二項（同

条第二項の規定に係る部分に限る。）又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第一条第十一項の規定は、第一項又は第二項の十一の二 第一条の十一の二第一項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金に限る。第七項において同条第十一項の規定について準用する。）を受ける者が六十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第十一項の規定によつて改定された額が改定された年金の額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

12 第一条第十二項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

13 第一条第十三項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

14 第一条第十項の規定は、第二項（同

9 第一条第十項の規定は、第二項（同

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

6 前二項の規定の適用を受ける年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金に限る。第七項において同条第十一項の規定について準用する。）を受ける者が六十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第十一項の規定によつて改定された額が改定された年金の額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

7 第一条第十二項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

8 第一条第十三項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

9 第一条第十項の規定は、第二項（同

いは、昭和五十三年六月分以後、同条第一項又は前二項の規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に三万六千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万三千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

#### 一 殉職年金 八十五万二千円

#### 二 障害遺族年金 六十五万千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十一の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十一の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

7 第一条の十一の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺

族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について適用する。この場合において、第一条の十一の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と、「同条第一項」とあるのを「第二条の十一第一項」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

#### 8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第三条の十の二の次に次の二条を加える。

#### (昭和五十三年度における旧法による年金の額の改定)

第十条の十一 第一条の十一の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十一の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第十条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第十一項及び第十四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する年金額若しくは新法の俸給年額に限る。）の額の改定について、第二条の十一の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第十一条 第一条の十一の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十一の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第六条第一項中「第六条の五まで」の下に「及び第十条の二」を加える。

び第十条の二」を加える。

第七条第一項中「第七条の四まで」の下に「及び第十条の二」を加える。

第八条第一項中「及び第八条の三」を「第八条の三及び第十条の二」に改める。

第九条第一項中「次条」を「次条及び第十条の二」に改める。

第十条第一項中「遺族年金」の下に「（次条における「昭和五十一年三月三十一日以前の年金」という。）を加え、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十三年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第十一項及び第十四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する年金額若しくは新法の俸給年額に限る。）の額の改定について、第二条の十一の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

二 昭和四十七年三月三十一日以前の年金は昭和四十八年三月三十一日以前の年金に限る。当該年金の額を第六条の五第一項又は第七条の四第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する年金額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額を「（昭和五十三年三月三十日において現に支給されているものについては、四百五十六万円を限度とする。）

三 二昭和四十七年三月三十一日以前の年金は昭和四十八年三月三十一日以前の年金に限る。当該年金の額を第六条の五第一項又は第七条の四第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する年金額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額を「（昭和五十三年三月三十日において現に支給されているものについては、四百五十六万円を限度とする。）

四 第四条第一項中「第十条」を「第十条の二」に改め、「（以下同じ。）」の下に「（第十条の二において、同条第七項中「第三項第二号」と、「第三項第二号又は」）とあるのは「（第二条の十一の二第二項第二号に掲げる額）とあるのは「（第二条の十一の二第二項第二号に掲げる額）と、「第四項」とあるのは「（同条第三項）と、「第三項第三号」とあるのは「（同条第二項第三号）と、「第三項第二号又は」）とあるのは「（同条第二項第二号又は）と読み替えるものとする。）」を加え、同条第五項中「及び第十条第三項」を「第十条第三項及び第十条の二第一項」に改める。

第五条の五第一項中「第五条の十まで」の下に「及び第十条の二」を加える。

二二百円をえた額）

三 昭和四十九年三月三十一日以前の年金又は昭和五十年三月三十一日以前の年金

該年金の額を第八条の三第一項又は第九条

当該給付事由が生じた日において施行された規定を適用して算定するものとする。

一 昭和三十五年三月三十一日以前の年金又は昭和四十五年三月三十一日以前の年金

該年金の額を第四条の十第一項又は第五条の十第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号又は第五条第一項各号に掲げられた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円をえた額（当該改定新法の俸給年額又は改定恩給法の俸給年額又は改定恩給法の俸給年額若しくは改定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円をえた額）

百円をえた額（当該改定新法の俸給年額又は改定恩給法の俸給年額若しくは改定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円をえた額）

の二第一項の規定により改定する場合のそ  
の改定年金額の算定の基礎となつた第八条  
第一項各号又は第九条第一項各号に掲げる  
仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給  
年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなさ  
れた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百  
円を加えた額(当該仮定新法の俸給年額又  
は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法  
の俸給年額とみなされた額が四百十九万八  
千五百七十二円以上であるときは、その額  
に二十九万五千二百円を加えた額)

四 昭和五十一年三月三十日以前の年金  
当該年金の額を前条第一項の規定により改  
定する場合のその改定年金額の算定の基礎  
となつた同項各号に掲げる仮定新法の俸給  
年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮  
定旧法の俸給年額に一・〇七を乗じて得た  
額に千三百円を加えた額(当該仮定新法の  
俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しく  
は仮定旧法の俸給年額が四百十九万八千五  
百七十二円以上であるときは、その額に二  
十九万五千二百円を加えた額)

五 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年  
三月三十一日までの間に新法の退職をした  
者に係る年金(その年金の額について年金の  
額について年金額の最低保障に関する新  
法、施行法その他の法律の規定で政令で定  
めるものの適用があつた場合には、その適  
用がないものとした場合の額)の算定の基  
礎となつた新法の俸給年額又は恩給法の俸  
給年額若しくは旧法の俸給年額に一・〇七  
を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当  
該新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若  
しくは旧法の俸給年額が四百十九万八千五  
百七十二円以上であるときは、その額に二  
十九万五千二百円を加えた額)

六 次の各号に掲げる年金について、前項の  
規定の適用を受けて改定された額(遺族年金  
については、その額につき新法第八十八条の  
規定の適用を受けて改定された額(遺族年金  
については、その額につき新法第八十八条の

五の規定の適用があつた場合には、その額か  
ら同条の規定により算されるべき額に相当  
する額を控除した額)が当該各号に掲げる額  
に満たないときは、昭和五十三年四月分以  
後、その額を、当該各号に掲げる額に改定す  
る。この場合においては、第一条第四項後段  
の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げ  
る年金 次のイからハまでに掲げる年金の  
区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる  
額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員  
期間が最短年金年限に達しているものに  
係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員  
期間が九年以上のものに係る年金(イに  
掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の  
者で実在職した組合員期間が最短年金限  
年限に達しているものに係る年金 四十六  
万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者及び遺族である子を有  
する六十歳未満の妻が受ける年金でその  
年金の額の計算の基礎となつた組合員期  
間のうち実在職した期間が九年未満の  
もの(イに掲げる年金を除く) 二十二万四  
千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の  
妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け  
る年金でその年金の額の計算の基礎とな  
つた組合員期間のうち実在職した期間が  
最短年金年限に達しているもの 三十一  
万円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の  
妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け  
る年金でその年金の額の計算の基礎とな  
つた組合員期間のうち実在職した期間が  
最短年金年限に達しているもの 三十一  
万円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金  
ハ イからホまでに掲げる年金以外の年金  
十一万円

三 遺族年金(新法第九十二条の二の規定の  
適用を受ける遺族年金を除く) 第四項、第  
五項及び第九項において同じ) 次のイか  
らハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞ  
れイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有  
する六十歳未満の妻が受ける年金でその  
年金の額の計算の基礎となつた組合員期  
間のうち実在職した期間が最短年金年限  
に達しているもの 三十三万七千九百円

七項及び第九項において同じ) 次のイか  
らハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞ  
れイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有  
する六十歳未満の妻が受ける年金でその  
年金の額の計算の基礎となつた組合員期  
間のうち実在職した期間が最短年金年限  
に達しているもの 三十三万七千九百円

二 遺族である子一人以上を有する場合 三万六  
千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該當す  
る場合を除く) 二万四千円

四 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年  
金のうち遺族年金を受ける者が六十歳に達  
したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に  
達したときを除く)は、その達した日の属す  
る月の翌月分以後 同項の規定に準じてその  
額を改定する。

五 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年  
金を受ける者が六十歳未満の妻であります  
つ、遺族である子を有しない者である場合に  
おいて、その者が六十歳に達したときは、そ  
の達した日の属する月の翌月分以後、その者  
を第三項第三号の規定に該当する者とみなし  
て、その額を改定する。

六 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年  
金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が  
六十歳に達したときは、その達した日の属す  
る月の翌月分以後、同項の規定に準じてその  
額を改定する。

七 次の各号に掲げる遺族年金については、第  
一項から第五項までの規定の適用を受けて改  
定された額(新法第八十八条の五又は第三項  
若しくは第五項の規定の適用があつた場合に  
は、これらの規定により算されるべき額に  
相当する額を控除した額)が当該各号に掲げ  
る額に満たないときは、昭和五十三年六月分  
以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定  
する。この場合においては、第一条第四項後  
段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者及び遺族である子を有す  
るもの 二十三万三千三百円

当する場合には、同項の規定により算定した  
額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつ  
て、当該遺族年金の額とする。この場合にお  
いては、第四条の九第三項ただし書の規定を  
準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六  
千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六  
万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該當す  
る場合を除く) 二万四千円

四 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年  
金のうち遺族年金を受ける者が六十歳に達  
したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に  
達したときを除く)は、その達した日の属す  
る月の翌月分以後 同項の規定に準じてその  
額を改定する。

五 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年  
金を受ける者が六十歳未満の妻であります  
つ、遺族である子を有しない者である場合に  
おいて、その者が六十歳に達したときは、そ  
の達した日の属する月の翌月分以後、その者  
を第三項第三号の規定に該当する者とみなし  
て、その額を改定する。

六 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年  
金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が  
六十歳に達したときは、その達した日の属す  
る月の翌月分以後、同項の規定に準じてその  
額を改定する。

七 次の各号に掲げる遺族年金については、第  
一項から第五項までの規定の適用を受けて改  
定された額(新法第八十八条の五又は第三項  
若しくは第五項の規定の適用があつた場合に  
は、これらの規定により算されるべき額に  
相当する額を控除した額)が当該各号に掲げ  
る額に満たないときは、昭和五十三年六月分  
以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定  
する。この場合においては、第一条第四項後  
段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者及び遺族である子を有す  
るもの 二十三万三千三百円

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七三八

る六十歳未満の妻が受けた年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受けた年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く) 二十七万円

三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受けた年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十八万円

前項の規定の適用を受けた遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円  
二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円  
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円

第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後おいて、その者が昭和五十三年六月一日以後

に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 前各項の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職した衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第

二 十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

12 昭和五十二年四月一日以後に新法の退職した組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金(新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、第二項から第十項までの規定に準じて年金の額を改定する。

13 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

イ 昭和五十一年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十二条の四第一項第一号、第二号、第十二条の四第一項第一号、第三十三条の二第一項第二号、第十四条の二第一項第二号又は前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額一千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職を受けた者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額を、第一項から第十項まで及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十五条の次に次の二条を加える。  
(昭和五十三年度における通算退職年金及び通算退職年金の額の改定)

第十五条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定に適用を受ける者を除く)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金」とい

う)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円  
二 通算退職年金の仮定俸給(次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十一年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十二条の四第一項第一号、第二号、第十二条の四第一項第一号、第三十三条の二第一項第二号、第十四条の二第一項第二号又は前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額一千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職を受けた者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額を、第一項から第十項まで及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

4 第十一条の五第四項、第十二条の四第四項、第十三条の三第四項、第十四条の二第四項又は前条第四項の規定の適用を受ける年金の二第五項又は前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

3 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退職年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当するものとする。

4 第十一条の五第四項、第十二条の四第四項、第十三条の三第四項、第十四条の二第四項又は前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十六条中「第一条の十の二」を「第一条の十一の二」に、「第二条の十の二」を「第二条の十一の二」に、「第二条の十の二」を「第三条の十一の二」に、「第三条の十の二」を「第十条の二」に改める。

第十七条中「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条」を「第十五条の二」に改め。

5 第十八条中「第十五条」を「第十五条の二」に改め。

6 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、別表第一の十三の次に次の二表を加える。

7 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、別表第一の十三の次に次の二表を加える。



別表第三の十四(第二条の十一関係)

別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給	率
二六九、四二〇円以上のもの	一三三・〇割
二四八、四八〇円を超えて二六九、四二〇円未満のもの	一三一・八割
二三七、九三〇円を超えて四八、四八〇円以下のもの	一四・五割
二二九、五九〇円を超えて三七、九三〇円以下のもの	一四・八割
一六一、一二〇円を超えて二九、五九〇円以下のもの	一五・〇割
一五三、五一〇円を超えて一六一、一二〇円以下のもの	一五・五割
一三八、一六〇円を超えて一五三、五一〇円以下のもの	一六・一割
一一二、四七〇円を超えて一三八、一六〇円以下のもの	一六・九割
一〇八、一〇〇円を超えて一一二、四七〇円以下のもの	一七・四割
一〇〇、九〇〇円を超えて一〇八、一〇〇円以下のもの	一七・八割
九八、〇六〇円を超えて一〇〇、九〇〇円以下のもの	一九・〇割
九五、一三〇円を超えて九八、〇六〇円以下のもの	一九・三割
八三、六二〇円を超えて八三、六二〇円以下のもの	一九・八割
七四、〇八〇円を超えて八三、六二〇円以下のもの	一九・九割
七一、四五〇円を超えて七四、〇八〇円以下のもの	二〇・二割
六九、六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの	二〇・九割
六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの	二一・七割
六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの	二一・〇割
六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの	二一・四割
六三、七一〇円のもの	二一・五割

別表第四の十四の次に次の二表を加える。

別表第四の十五(第二条の十一関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九三二、〇〇〇円	
二	二、四〇〇、〇〇〇円	
三	一、九二九、〇〇〇円	
四	一、四八一、〇〇〇円	
五	一、一五一、〇〇〇円	
六	八九九、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第三条の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十六(第二条の十一の二関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九九二、〇〇〇円	
二	二、四六〇、〇〇〇円	
三	一、九八九、〇〇〇円	
四	一、五三一、〇〇〇円	
五	一、二〇一、〇〇〇円	
六	九四九、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第三条の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第一項中「三万六千円」を「二万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第一百零三条第三項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中「復帰組合員が」の下に「公務傷病によらないで」を加える。

附則第三条の二中「四年」を「六年」に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第四項中「第七十六条の二第二項において準用する場合を含む。」を削る。

附則第十四条の二中「四年」を「六年」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十五条第五項」を

「第二十二条第二項中「五年」を「十三年」と改め、同条第三項を削り、同条第四項を「第十二条第二項中「五年」を「十三年」と改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第五項」を「第四項」と改め、同項を同条第七項とする。

「第十二条第一項第一号中「第五項」を「第四項」と改め、同項を同条第二号中「若しくは第三項」を削る。

第二十二条第二項中「五年」を「十三年」と改め、同条第三項を削り、同条第四項を「第十二条第一項第一号中「第五項」を「第四項」と改め、同項を同条第二号中「若しくは第三項」を削る。

第十一条第五項に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項中「第十一项第六項」を「第十一项第五項」と改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十一项第六項及び第七項の規定は、新法

第八十一条の規定による廢疾年金を受ける者

について準用する。この場合において、第十二条第六項中「第二項各号」とあるのは、「第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、同条第七項中「第四項」とあるのは、「第二十二条第三項」と読み替えるものとする。

第二十二条第六項を削る。

第三十二条第二項中「五年」を「十三年」に改め、「三百分の一」の下に「に相当する金額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第三十二条の中「第四項」を「第三項」に、第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第六項」に改める。

第三十二条の三第二項中「六十歳」を「五十五歳」に、「又は前項」を「及び前項」に改める。

第三十二条第一項第一号中「ない場合」の下に「又は扶養遺族が一人である場合」を加え、「七十二万円」を「八十五万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「七十五万六千円」を「八十七万六千円」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「七十二万円」とあり、「七十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」を「八十五万二千円」とあり、「八十七万六千円」に改め、「六十九万六千円」を「八十万四千円」に改め、同条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に改める。

第四十五条第二項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「算定した金額」の下に「(前項の規定により算定した金額)にあつては、同項の規定の適用を受ける者を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五項」を「第十一項第四項」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第五項において準用する第十一項第五項」を「第四項において準用する第十一項第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十五条の二の中「第五項」を「第四項」に改める。

第四十六条第一項中「及び第三項」を削り、第四項を「同条第三項」に改める。

第四十八条の中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十九条中「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「並びに前条」を「前条」に、「から第四項まで及び同条第五項から第八項まで」を「及び第三項並びに同条第四項から第六項まで」に改める。

第四十九条第一項第一号及び第二号の規定による改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお從前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお從前の例による。

(長期在職者の退職年金等の最低保障)

第六条 共済組合法の長期給付に関する施行法(次条に同表の備考三中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第五条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次条に同表の備考二中「十二万円」を「十五万円」に改め、「一、四〇〇円」に、「一、六二八、四〇〇円」を「一、七九三、四〇〇円」に、「一、〇八五、四〇〇円」を「一、一一一、四〇〇円」に改め、同表の備考二中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改める。

(昭和五十三年五月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合における退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれららの年金とみなされる年金)を含む。)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれららの年金とみなされる年金)を含む。(以下同じ。)で次の各号に掲げるものが該当する場合を含む。(以下同じ。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれららの年金とみなされる年金)を含む。以下同じ。)で次の各号に掲げるものが該当する場合には、その額(遺族年金については、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額とする。

二 前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

附 则  
(施行期日○)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十一万五千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれいかからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 六十萬九千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれいかからハまでに掲げる額

イ 又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上上のものに係る年金 六十萬三千三百円

ハ 又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十一万五千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十五万五千五百円

三 法の規定による遺族年金（法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万円

四 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

五 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）三十三万七千九百円

六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円

ハ 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十万三千四百円

七 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円の号において「実在職の期間」という。が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十六万三千三百円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千元

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を第二項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円

6 法の規定による退職年金又は廃疾年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円

8 法の規定による遺族年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その者を第七項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適

において「実在職の期間」という。が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十六万三千三百円

二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

四 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

五 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

六 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

七 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

八 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

九 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円

一〇 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適

用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正) 第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のよう改定する。

第一条の二第二項ただし書中「最短年金年限」の下に「(以下第一条の十一までにおいて単に「最短年金年限」という。)」を加える。

第一条の四第三項及び第一条の大第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」を削る。

第一条の七第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」及び「(第六項、次条第三項、第五項及び第七項、第一条の九第二項、第四項及び第六項、第一条の十第二項から第四項まで並びに第一条の十の二第一項、第三項、第五項及び第七項において單に「最短年金年限」という。)」を削る。

第一条の十第一項又は前条第三項若しくは

第四項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短年金年限との差年数のうち、五年(当該年金が八十歳以上の者に係る年金である場合にあつては、十年。以下この項において同じ。)に達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一)に相当する金額の十二倍に相当する金額をえた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)又は八十歳に達したときは、同年五月分以後、前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる額に改定する。この場合に当該各号に掲げる額に改定する。この場合に当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を、又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十万六千五百円  
ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十  
二万二千円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を改正する法律案

年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）又は六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 四十六万六千五百円

### ハイ及びロに掲げる年金以外の年金

二

十一万一千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受ける年金 三十三万七千九百円

ロ 六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

### ハイ及びロに掲げる年金以外の年金

二

十三万三千三百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 第一項又は前項までの規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達する年金に相当する年金に限る。）で、

7 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達する年金に相当する年金に限る。）

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達する年金に相当する年金に限る。）

9 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達する年金に相当する年金に限る。）

10 第一項又は前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たない各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改める。

11 第八項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職したとき、（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が六十歳に達したときを除く。）又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないとき、又は第一項、第四項、第五項、第八項

12 第一項、第四項、第八項又は第十項の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が六十歳に達したとき、（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日

規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合は、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞその改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

1 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

2 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

3 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

4 四 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

5 五 第一項又は前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受ける年金 三十六万円

6 六 十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

7 七 第一項の規定により改定された旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金のうち次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額を

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）

ロ 六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受ける年金 三万六千円

8 八 第一項又は前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金のうち六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）が受ける年金 三万六千円

9 九 第一項又は前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金のうち六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）が受ける年金 三万六千円

10 十 第一項又は前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金のうち六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）が受ける年金 三万六千円

11 十一 第八項又は前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金のうち六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）が受ける年金 三万六千円

12 十二 第一項、第四項、第八項又は第十項の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が六十歳に達したとき、（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日

族である子がない場合の妻であるときは、前二項の規定に準じてその額を改定する。  
第二条の十の二の次に次の二条を加える。  
(昭和五十三年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の十一 第二条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給(第二条の十第四項若しくは前条第五項若しくは第六項の規定により改定された年金又は前条第四項若しくは第十項において準用する第一項第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金について)は、それぞれ第二条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により改定された年金又は前条第十項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつている仮定俸給(第二条の十四の仮定俸給を併給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。

2 第一条の十一第二項の規定は、第二条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金に相当する年金を受ける年金に相当する年金を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年五月分以後、前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

3 第二条の十五に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十  
二万円を加えた額)

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

5 第二条の十五に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十  
二万円を加えた額)

6 第一条の十一第八項の規定は、第一項、第二項、第三項又は第四項の規定による退職年金の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金に相当する年金を受けることができる組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る)で、七十歳以上の者又は殉職年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対しても前項の規定を適用する場合について適用する。

7 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前項の規定による退職年金に相当する年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができる組合員期間を有していなかった者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る)については、その年金を受けることができた組合員期間の間に七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)、又は八十歳に達したときは、同年五月分以後、前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

8 第二条の十一第八項の規定は、第一項、第四項、第六項において準用する第一項の十一第八項又は前項の規定により改定された額(その額について、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

9 第二条の十一第八項の規定は、第一項、第二項又は第三項の場合において、これら三項又は第四項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る)で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受けた組合員であつた者で、その組合員期間のうちは扶養親族があるときは、これららの規定により算定した年金の額に、二万四千円(その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円)を加えた額を、その改定する額とする。

10 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二条の十一第五項の規定は、第九項の規定は、これら」と読み替えるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については九万六千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までは、一人につき二万七千六百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万円))を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額(第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合は、これららの規定を適用した場合の額)に第一号に掲げた額を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額(第五項又は第九項の規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十三年六月分以

規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのうち二人までは、一人につき二万七千六百円)

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額

第三条第一項中「死亡」を「在職中の死亡」に、

「第三条の十」を「第三条の十一」に、「第五十条の二第二項後段」を「第五十条の二第三項」に、「同項後段の規定。以下同じ」を「同条第二項後段の規定。以下同じ」に改め。

第三条の十第一項中「以下の項において同じ。」の規定を「の規定(以下「最低保障等の規定」という。)に、「これらの規定の」を「その」に、「法第五十条第二項ただし書第五十五条第二項ただし書第五十九条から第五十九条の三まで又は附則第六条の四の規定」を「最低保障等の規定」に改め、同条の次に次の一条を加え。

(昭和五十三年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の十一 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に一・〇七を乗じて得た額(その額に「円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に千三百円を加えて得た額)を同項に規定する。

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により改定された年金額(最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額)の算定の基礎となつている俸給年額(前条第二項若しくは第四項において準用する第一条第六項の規定により改定された額(遺族年金を除く。)に

おいて改定される第一項第六項の規定により改定された額(遺族年金を除く。)に

おいて準用する第七項若しくは第十二項又は前条第五項、第六項、第十項、第十一項において準用する第七項若しくは第十二項

の規定により改定された年金については、それ同条第一項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、それが同一の改定年金額(最低保障等の規定の適用があつたものとした場合において、その改定年金額)の一・〇七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に千三百円を加えて得た額(当該俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額)を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に一・〇七を乗じて得た額(その額に「円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に千三百円を加えて得た額)を同項に規定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

1 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

された額に相当する額を控除した額)が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間と/or)に満たないとき、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金に

あつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該組合員の差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

年	金	実在職した期間		金額
		九年未満	九年以上最短年金年限未満	
法の規定による退職年金、減額退職年金で六十歳未満の者	法の規定による退職年金で六十歳未満の者	最短年金年限以上	四十六万六千五百円	四十六万六千五百円
退職年金又は廢疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	退職年金又は廢疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	九年未満	三十一万一千円	三十一万一千円
法の規定による退職年金で六十歳未満の者	法の規定による退職年金で六十歳未満の者	最短年金年限未満	三十三万九千円	三十三万九千円
五歳未満の者が受けるもの	五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	三十一万一千円	三十一万一千円
法の規定による退職年金で六十歳未満の者又は六十歳未満の妻	法の規定による退職年金で六十歳未満の者又は六十歳未満の妻	最短年金年限未満	二十九万三千四百円	二十九万三千四百円
(当該俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。	(当該俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額)を同項に規定する。	九年未満	二十九万三千四百円	二十九万三千四百円
4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。	4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。	最短年金年限以上	三十一万一千円	三十一万一千円
5 次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、第一項又は第三項の規定により改定された額(遺族年金については、その額から同条の規定により加算	5 次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、第一項又は第三項の規定により改定された額(遺族年金については、その額から同条の規定により加算	九年以上最短年金年限未満	十五万五千五百円	十五万五千五百円

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金(法第五

十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。以下この条において同じ。)を受ける者は、その年金を受ける者が遺族年金(法第五

ある場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは废疾年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

7 前二項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第三条の九第七項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円  
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円  
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

8 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、前三項の規定に準じてその額を改定する。

9 法の規定による遺族年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるものについては、第一項、第三項又は第五項から第七項までの規定により改定された額（その額について、法第五十九条の三又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した

額）が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であった者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

実在職した期間	金額
最短年金年限以上	三十六万円
九年以上最短年金年限未満	二十七万円
九年未満	十八万円

10 前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第三条の九第七項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円  
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万円  
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円

11 第一項から第五項までの規定の適用を受けたる年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第九項（その者が遺

族である子がない場合の妻であるときは、

前二項）の規定に準じてその額を改定する。

12 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による遺族年金については、

前二項の規定に準じてその額を改定する。

第四条第二項第二号中「法」を「昭和四十二年

度以後における公共企業体職員等共済組合法に

規定する共済組合が支給する年金の額の改定に

関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の

一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十

五号）第二条の規定による改正前の法（以下「昭

和五十一年改正前の法」という。）に改める。

第四条の二第三項第二号及び第四条の五第二項第二号中「法」を「昭和五十一年改正前の法」として改め、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十三年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の六 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十六条の二第五項の規定の適用を受けるもの）を除く。第三項において同じ。）については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定により改定した額

に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち第一

号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十三年四月分以

後、その額を、同項の規定により改定した額

に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額

で除して得た割合（その割合が百分の八十に

満たないときは、百分の八十）を乗じて得た

額に改定する。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定

俸給の額を三十で除して得た額に、組合員

期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じ

て得た金額

率を乗じて得た金額

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三

月三十一日までの間に法の退職をした組合員

に係る法の規定による通算退職年金について

は、昭和五十三年四月分以後、その額を、当

該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項

に規定する俸給に十二を乗じて得た額に一・

二百円を加えて得た額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

一 千六百五十円に一・〇九四を乗じて得た額

十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額に一千三百円を加えて得た額（当該通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その十二を乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えて得た額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

13 本件

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

七四七

○七を乗じて得た額に三百円を加えて得た

額（当該俸給に十二を乗じて得た額が四百十

九万八千五百七十二円以上であるときは、そ

の十二を乗じて得た額に二十九万五千二百円

を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切

り捨てて得た額）を十二で除して得た額（その

額に一円未満の端数があるときは、これを切

り捨てて得た額）を第一項第二号に掲げる通

算退職年金の仮定俸給の額とみなし、前二項

の規定に準じて算定した額に改定する。この

場合において、前項第二号中「昭和五十一年

改正前の法別表第三の二」とあるのは、「法別

表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前に

法の退職をした組合員については、昭和五十

年の改定前の法別表第三の二」と読み替える

ものとする。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定によ

り年金の額を改定する場合について準用す

- る。
- 5 法第六十二条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。
- 6 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第七条第一項中「第二条の十の二」を「第一条の十一」に改め、同条第二項中「第四条の五」を

「第四条の六」に改める。

別表第一の十三の次に次の一表を加える。

別表第一の十四（第一条の十一、第二条の十一関係）

別表第一の十三の仮定俸給

別表第一の十三の仮定俸給	別表第一の十四（第一条の十一、第二条の十一関係）
五九、四四〇円	八三、三六〇
六一、八九〇	八六、六八〇
六三、四一〇	八八、八〇〇
六四、九四〇	九一、五四〇
六六、六八〇	九四、二〇〇
六九、一三〇	九九、五一〇
七一、二五〇	一〇〇、九三〇
七三、二三〇	一〇五、九一〇
七五、六三〇	一〇九、八九〇
七八、〇四〇	一一三、八七〇
六九〇	一一七、八五〇
四五〇	一二一、八三〇
八六、六二〇	一二五、八一〇
四五〇	一二九、七九〇
二九六、二八九	一三三、七七〇
二三〇、二九〇	一三七、七五〇
二九六、二八九	一四一、七三〇
二三〇、二九〇	一四五、七一〇
二九六、二八九	一四九、六九〇
二三〇、二九〇	一五三、六七〇
二九六、二八九	一五七、六五〇
二三〇、二九〇	一六一、六三〇
二九六、二八九	一六五、六一〇
二三〇、二九〇	一七三、五六〇
二九六、二八九	一七八、五四〇
二三〇、二九〇	一八七、三四〇
二九六、二八九	一九二、三二〇
二三〇、二九〇	一九六、二九〇
二九六、二八九	二〇一、二七〇
二三〇、二九〇	二〇五、二五〇
二九六、二八九	二一四、二三〇
二三〇、二九〇	二二二、二一〇
二九六、二八九	二二六、一九〇
二三〇、二九〇	二三一、一七〇
二九六、二八九	二三九、一五〇
二三〇、二九〇	二四八、一三〇
二九六、二八九	二五八、一一〇
二三〇、二九〇	二六九、九九〇
二九六、二八九	二七五、九七〇
二三〇、二九〇	二八三、九五〇
二九六、二八九	二九六、九三〇
二三〇、二九〇	三〇五、九一〇
二九六、二八九	三一七、八九〇
二三〇、二九〇	三二九、八七〇

八三、三六〇	八九、三〇〇
八六、六八〇	九一、八六〇
八八、八〇〇	九五、一三〇
九一、五四〇	九八、〇六〇
九四、二〇〇	一〇〇、九〇〇
九九、五一〇	一〇六、五八〇
一〇〇、九三〇	一〇八、一〇〇
一〇五、〇一〇	一二二、四七〇
一一〇、四三〇	一二八、二八〇
一一六、四三〇	一二四、六八〇
一一九、四八〇	一二七、九六〇
一二二、四〇〇	一三二、〇八〇
一二六、五六〇	一三五、五三〇
一二九、〇二〇	一三八、一六〇
一三六、一四〇	一四一、二二〇
一三九、六七〇	一四五、七八〇
一四三、三七〇	一五三、五一〇
一四七、三七〇	一五八、一六〇
一五〇、四八〇	一六一、二二〇
一五七、六七〇	一六八、八一〇
一五九、五二〇	一六九、八一〇
一六五、四五〇	一七一、一〇〇
一七三、八七〇	一七七、一四〇
一七八、二〇〇	一八六、七九〇
一七七、三四〇	一八八、七九〇
一八六、二九〇	一九五、七九〇
一九二、三二〇	一九九、七九〇
一九六、二九〇	二〇〇、七九〇
一九九、六九〇	二〇五、七九〇
二〇一、二七〇	二一六、八三〇
二〇五、五六〇	二二七、八三〇
二一四、二三〇	二三九、八三〇
二二二、二一〇	二四八、八三〇
二二六、一九〇	二五八、八三〇
二三一、一七〇	二六九、九九〇
二三九、一五〇	二七五、九七〇
二四八、一三〇	二八三、九五〇
二六九、九九〇	二九六、九三〇
二七五、九七〇	三〇五、九一〇
二八三、九五〇	三一七、八九〇

三〇一、三一〇 三一四、七七〇 三一〇、四三〇 三一七、〇一〇 三三八、九〇〇 三五一、九三〇 三五八、六三〇 三六四、九六〇 三七一、六〇〇 三七八、〇三〇 三九一、〇〇〇 四〇三、九九〇 四一〇、四一〇 四一七、〇〇〇 四三一、四二〇 四四五、八七〇 四五二、九八〇 四六〇、二九〇	三一〇、五八〇 三三六、九一〇 三四二、九八〇 三五〇、〇一〇 三六一、七三〇 三七六、五三〇 三八三、二三〇 三八九、五六〇 三九六、二〇〇 四〇二、六三〇 四一五、六〇〇 四二八、五九〇 四三五、〇一〇 四四一、六〇〇 四五六、〇二〇 四七〇、四七〇 四七七、五八〇 四八四、八九〇
--	--

別表第三の十三の次に次の二表を加える。

別表第三の十四(第二条の十一関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九三三、〇〇〇円	七一、四五〇円を超えて、〇八〇円以下のもの
二	二、四〇〇、〇〇〇円	六九、六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの
三	一、九二九、〇〇〇円	六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの
四	一、四八一、〇〇〇円	六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの
五	一、一五一、〇〇〇円	六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの
六	八九九、〇〇〇円	六三、七一〇円のもの

別表第四の十五(第二条の十一関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九三三、〇〇〇円	七一、四五〇円を超えて七四、〇八〇円以下のもの
二	二、四〇〇、〇〇〇円	六九、六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの
三	一、九二九、〇〇〇円	六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの
四	一、四八一、〇〇〇円	六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの
五	一、一五一、〇〇〇円	六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの
六	八九九、〇〇〇円	六三、七一〇円のもの

別表第四の十六(第二条の十一関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九三三、〇〇〇円	七一、四五〇円を超えて七四、〇八〇円以下のもの
二	二、四〇〇、〇〇〇円	六九、六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの
三	一、九二九、〇〇〇円	六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの
四	一、四八一、〇〇〇円	六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの
五	一、一五一、〇〇〇円	六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの
六	八九九、〇〇〇円	六三、七一〇円のもの

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、七六〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、七六〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第一号中「六万円」を「七万一千円」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第三条の二中「四年」を「六年」に改める。

附則第六条の二第一項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「五年」を「十三年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第六条の三第三項中「前条第五項、第六項、第十一項及び第十二項」を「前条第三項、第四項、第七項及び第八項」に改める。

(附則)

(施行期日)(○等)

第一条 この法律は、  
市(日)  
昭和五十三年四月一日から  
施行する。ただし、第二条及び次の規定は、  
昭和五十三年六月一日から施行する。

附則第三条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

年 金	実 在 職 し た 期 間	金 額
九年未満	四十六万六千五百円	三十一万一千円
九年以上最短年金年限未満	六十二万二千円	六十二万二千円

(遺族年金等の額に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十九条の三第一項、附則第六条の二及び附則第六条の三第三項の規定は、

昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた年金についても、同年六月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)

第三条 昭和五十三年四月一日以後の退職(在職中の死亡を含む。第五項及び第七項において同じ。)に係る公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある年金を除く。)については、その年金の額

(遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)、子又は孫が受けけるもの)が、同表の中欄に掲げるそ

の年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた場合に限る。)に相当する組合員であつた場合においては、そのうちは年長者の年齢に応じ同項の規定は、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。第五項において同じ。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	四十六万六千五百円
喪疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	四十六万六千五百円
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻に限る。)が受けけるもの	最短年金年限未満	三十三万七千九百円
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)、子又は孫が受けけるもの	九年以上最短年金年限未満	二十五万三千四百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)が受けれるもの	九年未満	十六万九千円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)が受けれるもの	最短年金年限以上	三十一万一千円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)が受けれるもの	九年以上最短年金年限未満	三十三万七千九百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)が受けれるもの	九年未満	四十六万六千五百円

前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く)、又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは喪疾年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月以後同項の規定に準じてその額を改定する。

この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただしその者が当該遺族年金に係る組合員又は組

合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、

旧法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号))第二条第一項第二号に規定する旧法をいう。)の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

5 昭和五十三年四月一日以後の退職に係る法の規定による遺族年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。第七項において同じ。)で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻に限る。)が受けけるものについては、その遺族年金の額(その額について、法第五十九条の三又は前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規

実在職した期間	金額
最短年金年限以上	三十六万円
九年以上最短年金年限未満	二十七万円
九年未満	十八万円

6 前項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円  
 二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円  
 三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 三万六千円

7 昭和五十三年四月一日以後の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金を受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後 第五項(遺族年金を受ける者が遺族である子がない場合の妻であるときは、前二項)の規定に準じてその額を改定する。(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の

定により加算された額に相当する額を控除した額)が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年六月分(同年六月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

施行に伴う長期給付に關し必要な事項は、政令で定める。

〔塚田十一郎君登壇、拍手〕

○塚田十一郎君 大だいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

共済関係二法案は、国家公務員及び公共企業体の各公済組合から支給する既裁定の年金につきまして、恩給における措置にならず、本年四月分以降約七%増額するとともに、退職年金等の最低保障額及び寡婦加算の額の引き上げ等の措置を講ずるほか、国家公務員の公済組合制度につきまして、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げを行おうとするものであります。

なお、二法案とも、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。委員会におきましては、以上二法案を一括して審査し、共済年金制度の今後の方向、共済年金制度における差異の是正、国鉄共済年金財政悪化の原因と今後の対策、年金支給制限のあり方、年金改定の実施時期等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、二法案とも、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対し、片岡理事より、各党共同提案に係る共済組合制度の充実を図るために附帯決議が出され、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

両案に賛成の諸君の起立を求めます。よろしくお願いします。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よろしくお願いします。

て、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理事世耕政隆君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和五十三年四月二十七日 参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

(昭和五十三年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条の規定の適用を受ける年金について

を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十四万九千八百八十一円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に二万四千六百円を加えた金額とし、三十八万円を限度とする。)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 指除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(指除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 遺族年金 指除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(指除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受

第一條 昭和四十四年度以後における私立学校教員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次の

ようにより改正する。

第一条の九の次に次の二条を加える。

ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき適用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第二項から前項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年六月分以後、その額を、第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「五年」とあるのは、「十三年」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子及び孫が七十歳に達したときを除く。)は、その日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

8 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。

9 前条第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。(昭和五十三年度における新法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条の規定の適用を受ける年金に

ついては、昭和五十三年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の仮定年額に定める旧法の平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に二十九万五千二百円を加えた金額)を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後の年額を六十二万一千円に満たないものについては、昭和五十三年四月分以後の年額を六十二万一千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十二万一千円に満たないものについては、その改定額を六十二万一千円とする。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十歳以上の者に支給する年金でその改定額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に二千円に改定する。

4 第一条第二項中「次条」を「第五条」に改め、同条第三号中「以下この条において」を「第五条を除き、以下」と改め、同条第三項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十三年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の十又は第二条の十の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する國家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条(同条を適用する場合を含む。)の規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たない場合は、その額からこれまでの規定により加算された額に相当する額を控除する。

5 第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。(昭和五十三年度における恩給財団の年金の額の改定)

6 第一条の九の次に次の二条を加える。

(昭和五十三年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額又は、それらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たない場合は、その額からこれまでの規定により加算された額に相当する額を控除する。

ないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年

金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計

算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているも

のに係る年金 六十二万二千円

口 六十五歳以上の者に係る年金（イに掲  
げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者

で退職年金の額の計算の基礎となつた組

会員であつた期間が退職年金の最短年金  
年限に達して、あるものに係る年金 四十

六万六千五百円

## 二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年

説小治政

イ 六十五歳以上の者で廢疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が

退職年金の最短年金年限に達しているも

のに係る年金 六十二万二千円

算の基礎となつた組合員であつた期間が

九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で

年金の額の計算の基礎となつた組合員

であつた期間が退職年金の最短年金限

に達しているものは年金  
六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金  
三  
十一万円

9

三 遺族年金 次のイからへまでに掲げる年金の区分に応じそれイからへまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年未満のもの 十六万九千円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け取る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年年限に達しているもの 三十一万三千三百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け取る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受け取る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

七

昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金について、その額（第一条の十、第二条の十又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八條の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

二 第一項第三号ロに掲げる年金 三十六万円

三 第一項第三号ハに掲げる年金 十八万円

前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第四項中「昭和五十二年八月一日」とあるのは、「昭和五十三年六月一日」と読み替えるものとする。

第五条第一項第一号中「三万六千円」を「四万一千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「七万円」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

六条の六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額

改定する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額  
(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該仮定平均標準給与の月額が三十四万九千八百八十一円以上であるときは、当該仮定平均標準給与の月額に二万四千六百円を加えた金額とし、三十八万円を限度とする。)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の六第一項第一号」と、「前項」とあるのは「第六条の六第一項」こと読み替えるものとする。

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に合算する。

一 四十三万三千二百二十四円



以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)第五条第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(標準給与に関する経過措置)

13 4 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続

する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のう

ち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者(○給与月額が六万七千円以下であるものを除く。)又は三十六万円である者(○給与月額が三十六万五千円未満であるものを除く。)の同月から

同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定によ

る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二一条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準

給与とする。

(基金に関する経過措置)

6 附則第四項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする基金の算定は、昭和五十三年四月分以後の掛金について行

うものとして、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

7 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十

六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」と

いう。附則第八項の規定(昭和四十四年度以後

における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

八〇その標準給与の月額の基礎となつた組合員の資格を有する者(昭和五十三年四月

の前月。次項において同じ。までの標準給与の月額の基礎となつた者を除く。)のう

ち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下で

ある者(○給与月額が六万七千円以下であるものを除く。)又は三十六万円である者(○給与月額が三十六万五千円未満であるものを除く。)の同月から

同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定によ

る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二

一条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準

15 8 第四条の規定による改正後の法律第百四十号

附則第八項の規定(法律第百四十号附則第十項につきまして、文教委員会における審査の経過と

おいて準用する場合を含む。)は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同

年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四

百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円

○世耕政隆君 拍手

本法律案は、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするものであります。

なお、施行期日等について衆議院修正が行われております。

6 附則第八項の規定により改定された法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百三十二万円)と読み替えるものとする。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に関する必要な事項は、政令で定める。

しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	加瀬	安井	謙君
太田	淳夫君	馬場	富君		
和泉	照雄君	矢原	秀男君		
渡部	通子君	藤原	房雄君		
桑名	義治君	相沢	武彦君		
井上	計君	中野	明君		

三木 忠雄君	塩出 啓典君	峯山 昭範君	下条進一郎君	鈴木 正一君	山本 富雄君	真鍋 賢二君
上林繁次郎君	阿部 憲一君	遠藤 政夫君	浅野 拓君	長谷川 信君	岩崎 純三君	伊江 朝雄君
衛藤征士郎君	原田 立君	田代富士男君	上田 稔君	坂元 親男君	高平 公友君	増岡 康治君
黒柳 明君	栗林 卓司君	松垣徳太郎君	寺下 岩藏君	佐々木 満君	竹内 漢君	高橋 圭三君
木島 則夫君	宮崎 正義君	安孫子藤吉君	林 達君	坂野 重信君	成相 善十君	野呂田芳成君
鈴木 一弘君	藤井 恒男君	志村 愛子君	上田 稔君	森下 泰君	高橋 勝君	鈴木 順一君
渋谷 邦彦君	小林 国司君	河本嘉久藏君	中山 太郎君	佐々木 満君	高橋 勝君	鈴木 順一君
中村 利次君	中原 文兵衛君	片山 正英君	古賀雷四郎君	望月 邦夫君	高橋 勝君	鈴木 順一君
多田 省吾君	小平 芳平君	中尾 辰義君	世耕 政隆君	石破 二朗君	高橋 勝君	鈴木 順一君
田淵 哲也君	河本嘉久藏君	長田 裕二君	細川 護熙君	青井 政美君	高橋 勝君	鈴木 順一君
新谷寅三郎君	向井 長年君	木村 駿男君	大島 友治君	岡田 広君	高橋 勝君	鈴木 順一君
市川 房枝君	大石 武一君	源田 義彦君	斎藤栄三郎君	山東 昭子君	高橋 勝君	鈴木 順一君
秦 豊君	郡 祐一君	小澤 太郎君	木村 駿男君	増田 盛君	高橋 勝君	鈴木 順一君
前田 敏男君	岩動 道行君	源田 清充君	植木 光教君	梶木 又三君	高橋 勝君	鈴木 順一君
平井 卓志君	丸茂 重貞君	大鷹 淑子君	藤井 丙午君	鷲崎 均君	高橋 勝君	鈴木 順一君
井上 吉夫君	大鷹 淑子君	町村 金五君	江藤 智君	山崎 龍男君	高橋 勝君	鈴木 順一君
藤田 正明君	西村 尚治君	西村 尚治君	大谷藤之助君	増田 盛君	高橋 勝君	鈴木 順一君
楠 正俊君			徳永 正利君	梶木 又三君	高橋 勝君	鈴木 順一君

佐藤 信二君	藤川 一秋君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君	小柳 勇君	阿具根 登君
柿沢 弘治君	円山 雅也君	下田 京子君	佐藤 昭夫君	河田 賢治君	宮本 顯治君
降矢 敬雄君	降矢 敬義君	大森 昭君	松前 達郎君	土田耕一郎君	
有田 一寿君	野末 陳平君	高杉 稔忠君	勝又 武一君	安武 洋子君	内藤 功君
村沢 牧君	福岡日出麿君	大木 正吾君	吉田 正雄君	大木 正吾君	内藤 功君
宮田 煙君	安恒 良一君	丸谷 金保君	小巻 敏雄君	丸谷 金保君	内藤 功君
鳩山威一郎君	吉田 正雄君	大藏 大臣	村山 達雄君	大藏 大臣	村山 達雄君
広田 幸一君	大木 正吾君	村山 達雄君	対馬 孝且君	青木 薪次君	対馬 孝且君
案納 勝君	福間 知之君	青木 薪次君	神谷信之助君	青木 薪次君	神谷信之助君
中村 太郎君	寺田 熊雄君	片岡 勝治君	政府委員	寺田 熊雄君	政府委員
夏目 忠雄君	宮之原貞光君	和田 静夫君	農林政務次官	初村滝一郎君	農林政務次官
小山 一平君	石本 茂君	橋本 敦君	自治大臣	加藤 武徳君	自治大臣
鈴木 省吾君	安永 英雄君	久保 亘君	運輸大臣	福永 健司君	運輸大臣
竹田 四郎君	村田 秀三君	田中寿美子君	文部大臣	砂田 重民君	文部大臣
大塚 番君	熊谷太三郎君	渡辺 武君	内閣總理大臣臨時代理	福永 健司君	内閣總理大臣臨時代理
加藤 武徳君	山内 一郎君	秋山 長造君	國務大臣	土田耕一郎君	國務大臣
茜ヶ久保重光君	市川 正一君	小谷 守君		坂倉 藤吾君	
浜本 万三君	瀬谷 英行君	渡辺 武君		佐藤 三吾君	
		小谷 守君		河田 賢治君	
		渡辺 武君		宮本 顯治君	

## 議長の報告事項

去る二十四日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会  
理事 小巻 敏雄君（小巻敏雄君の補欠）

同日議長から内閣總理大臣宛次の決議を送付し

た。  
国際連合軍縮特別総会に関する決議  
雇用の安定に関する決議  
委員派遣承認要求書  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。  
履用の安定に関する決議  
雇用の安定に関する決議  
委員派遣承認要求書  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

國際連合軍縮特別総会に関する決議  
雇用の安定に関する決議  
委員派遣承認要求書  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。  
雇用の安定に関する決議  
委員派遣承認要求書  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

河田 賢治君  
宮本 顯治君

佐藤 三吾君  
河田 賢治君

佐藤 三吾君  
河田 賢治君

佐藤 三吾君  
河田 賢治君

佐藤 三吾君  
河田 賢治君

一、目的 新潟県妙高高原町における土砂災害の実情を調査し、もつて災害対策樹立に関する調査に資する。

## 一、派遣委員

村田 秀三  
速藤 要  
小巻 敏雄  
太田 淳夫  
柄谷 道一  
小巻 敏雄  
田原 武雄  
太田 淳夫  
柄谷 道一

## 政府委員

農林政務次官  
初村滝一郎君

## 農林政務次官

村沢 牧  
太田 武雄  
小巻 敏雄  
田原 武雄  
太田 淳夫  
柄谷 道一  
小巻 敏雄  
田原 武雄  
太田 淳夫  
柄谷 道一

## 農林政務次官

## 初村滝一郎君

一、期間 五月二十五日 一日間

一、費用 概算八四、七〇〇円

右のとおり議決した。よつて參議院規則第百八十二条の二により承認を求めます。

昭和五十三年五月二十四日

災害対策特別委員長 村田 秀三	丸谷 金保君	片山 基市君	ついて承認を求めるの件
参議院議長 安井 謙蔵			承認を求めるの件
去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結にある。
地方行政委員			
辞任 捷欠			同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
衛藤征士郎君 北 修二君	理事 井上 計君 (井上計君の補欠)	内閣委員会	同日委員会から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
金丸 三郎君 坂元 親男君	農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
大蔵委員			日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
辞任 捷欠			日本国とコンテナーに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件
福間 知之君 村沢 牧君	日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から、国会において承認することを承認を求めるの件	日本国とコンテナーに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件
社会労働委員			日本国とバンガラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件
辞任 捷欠			日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件
片山 基市君 丸谷 金保君	日本国とバンガラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件	大蔵委員	日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件
農林水産委員			
辞任 捷欠			
日本国とバンガラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件			
北 修二君 衛藤征士郎君	日本国とコンテナーに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件	社会労働委員	日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件
坂元 親男君 金丸 三郎君	日本国とコンテナーに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件	丸谷 金保君 片山 基市君	
村沢 牧君 福間 知之君	日本国とバンガラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件	農林水産委員	
		衛藤征士郎君 北 修二君 坂元 親男君	

福岡 知之君	村沢 牧君	記
片山 基市君	丸谷 金保君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
災害対策特別委員		
松本 英一君	志苦 裕君	長谷川 信君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。		
科学技術振興対策特別委員		
松本 英一君	志苦 裕君	長谷川 信君
同日イタリア国国会上院議長から議長宛、次の礼状を接受した。		
科学技術振興対策特別委員		
松本 英一君	志苦 裕君	長谷川 信君
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつた。		
健康保険法等の一部を改正する法律案		
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。		
内閣委員	辞任	去る二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
宮内庁 富田朝彦君	山本 悟君	宮内庁次長 同
自治省財務局 森岡 敏君	長谷川 信君	自治省税務局長兼自治局長 同
自治省税務局 森岡 敏君	志苦 裕君	長谷川 信君
同日イタリア国国会上院議長から議長宛、次の礼状を接受した。		
科学技術振興対策特別委員		
松本 英一君	志苦 裕君	長谷川 信君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。		
参議院の名において私宛発出された哀悼のメッセージを受けた。		
科学技術振興対策特別委員		
松本 英一君	志苦 裕君	長谷川 信君
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつた。		
好闘精神において國下から寄せられた連帶の表明に感謝するとともに、モロ夫人及び家族に対し、閣下よりの哀悼の意を確かに伝えました。		
内閣委員	辞任	任を許可し、その補欠を指名した。
宮内庁次長 山本 悟君	志苦 裕君	大蔵委員
自治省財務局長兼 森岡 敏君	成相 善十君	井上 計君
文教委員	鈴木 正一君	藤井 恒男君
藤井 裕久君	成相 善十君	坂元 敬雄君
藤井 裕久君	藤井 裕久君	藤井 裕久君
同三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
内閣委員	辞任	(二条第二項但書の規定によるもの)
宮内庁 富田朝彦君	山本 富雄君	加藤 武徳君
自治省財務局長兼 森岡 敏君	志苦 裕君	山本 富雄君
同三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
内閣委員	辞任	(二条第三項の規定によるもの)
宮内庁 次長 山本 悟君	志苦 裕君	長谷川 信君
自治省税務局長兼 森岡 敏君	成相 善十君	志苦 裕君
文教委員	鈴木 正一君	志苦 裕君
藤井 裕久君	成相 善十君	志苦 裕君
藤井 裕久君	藤井 裕久君	志苦 裕君

農林水産委員

辞任

補欠

ある。

降矢 敬義君

鈴木 正一君

大蔵委員会

坂元 親男君

成相 善十君

理事 福間 知之君 (福間知之君の補欠)

田原 武雄君

降矢 敬義君

建設委員会

商工委員

理事 赤桐 操君 (赤桐操君の補欠)

藤井 恒男君

計君

水産委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等

井上 計君

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付され

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

建設委員

国有林野事業改善特別措置法案

の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等

辞任

補欠

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付され

共済組合法の一部を改正する法律案可決報告書

降矢 敬義君

田原 武雄君

た次の議案を農林水産委員会に付託した。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

許可し、その補欠を指名した。

一部を改正する法律案可決報告書

沖縄及び北方問題に関する特別委員

同日委員長から次の報告書が提出された。

辞任

補欠

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に

立木 洋君

一部を改正する法律案可決報告書

渡辺 武君

同日内閣総理大臣から議長宛、官内庁次長山本悟

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

君外一名(五月二十九日議長承認)を第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

第二十二号中正誤

ベシ段行  
一から  
二英和 誤  
英知 正

昭和五十三年五月三十一日 参議院会議録第二十二号

七六一

第明治二十五年三月三十日  
種類便物閣可日

定価一部一一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八一 四四二二六六六  
于107